地方分権改革の実態調査結果

平成 26 年 4 月 内閣府地方分権改革推進室

≪調査の概要≫

本資料は、平成25年9月から10月にかけて内閣府地方分権改革推進室から地方公共団体に対して行った、以下の6項目の書面調査の結果を取りまとめたものである。

調査1 地方分権改革の成果に関する調査

調査2 地方分権改革の課題に関する調査

調査3 義務付け・枠付けの見直しに関する調査

調査4 都道府県から基礎自治体への権限移譲に関する調査

調査5 条例による事務処理特例制度の活用状況等に関する調査

調査6 地方分権改革のための組織・人員体制に関する調査

※調査対象団体

調査1及び調査2 全都道府県(47団体)

全市町村、全特別区(1,742団体)

調査3~調査6 全都道府県(47団体)

以下の市町村(146団体)

- 全指定都市 (20)
- ・ 県庁所在の市(指定都市を除く)及び新宿区(32)
- 都道府県が抽出した5~10万人規模の市(47)及び1~
 2万人規模の町村(47)

1 地方分権改革の成果に関する調査結果(調査1)

<対象団体>

全都道府県(47)、全市町村·全特別区(1,742)

<調査内容>

地方分権改革が進展する中で各団体において最も自主性、主体性を発揮したと考える取組 (独自に実施した政策、制定した条例等)、地方分権改革の視点(国の関与の廃止に伴う地方 公共団体と国との関係の変化、地方公共団体と住民の関係等)に関わる取組で特記すべきものに ついて、自由記述方式で調査。

地方公共団体から得られた主な取組事例は、以下のとおりである。 なお、事例は、中間取りまとめ(参考1(2地方の取組))の類型に従い整理した。

(1) 国の制度改革の成果を活かした地方の取組

ア 権限移譲

※地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、第2次一括法等により、都道府県から市町村 へ権限を移譲したもの。

〇 都市計画の決定(都市計画法)

・ 新座市においては、従来、県が用途地域の都市計画を決定していた際には、 幹線道路沿いの用地を用途地域として指定する幅は道路境界線から 25m又 は50mとしていたが、市町村に権限移譲されたことにより、市が独自に幅を 設定できるようになった。(埼玉県新座市)

○特定非営利法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等 (特定 非営利活動促進法)

・ 市への権限移譲が行われたことをきっかけとし、所轄庁である県及び市、 県内のNPO中間支援団体(所轄庁とNPOの中間の立場から、NPOの支 援を行う団体)が協働し、NPO法人の設立・運営や認定NPO法人の認定 制度に関する手引書を作成し、NPO法人への支援を拡充した。 (兵庫県神戸市)

イ 規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)

※ 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、第1次一括法、第2次一括法等により義務付け・枠付けの見直し(「施設・公物の設置管理の基準」「協議、同意、許可・認可・ 承認」「計画の策定及びその手続き」などの見直し)を行ったもの。

〇保育所の設備等の基準の条例委任 (児童福祉法)

・ 従来は、 $0 \cdot 1$ 歳児1人当たりの乳児室及びほふく室の面積について、省令基準でそれぞれ 1.65 ㎡以上、3.3 ㎡以上とされていたが、条例で、一律 3.3 ㎡以上とした上で、年度途中に定員を超えて入所させる場合には、 $0 \cdot 1$ 歳 児1人あたり乳児室及びほふく室の1人当たりの面積を 2.5 ㎡以上に緩和できるようにした。(東京都)

・ 従来は、0歳児の乳児室の面積は省令基準で1人当たり 1.65 ㎡以上と一 律に定められていたが、条例で、5㎡以上とし、保育の質の確保を図った。 (埼玉県さいたま市)

○道路の構造の基準の条例委任(道路法)

- ・ 従来は、歩道の幅員は2m以上に義務付けられていたが、条例で、1.5mまで縮小可能としたことで、道幅が狭い道路でも歩道整備が可能となり、歩行者の安全対策が強化された。(岐阜県)
- ・ 従来は、道路の坂の勾配は 12%以下に義務付けられていたが、条例で、 17%まで引き上げ可能としたことで、急勾配の地域でも道路の整備を行うことができるようになった。 (長崎県長崎市)

○都市公園の設置管理に関する基準の条例委任(都市公園法)

・ 従来は、公園施設に係る建ペい率は原則2%とされていたが、条例で、小 規模な公園の公園施設については3%としたことにより、バリアフリーのト イレを設置することができた。(福岡県北九州市)

○公民館運営審議会委員の任命基準の条例委任(社会教育法)

・ 従来は、委員は国の基準に沿って任命していたが、条例で、公募によって 町民を委嘱できることとした。これにより、町民の側からの意見、提言を取 り入れることができるようになり、利用者の目線に立った住民サービスの提 供や事業の運営改善が可能となった。(岩手県雫石町)

ウ 必置規制の見直し

※ 国による地方公共団体の組織や職の設置の義務付け(必置規制)について、地方公共 団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を進めるため、その廃止・緩和を行ったもの。

○各種相談機関の統合

・ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の3機関を「児童・障害者相談センター」として統合し、県内3地域にある総合庁舎に設置した。これにより、既に設置されていた福祉事務所とあわせ、総合庁舎内に福祉分野の相談機関が集約された。(愛知県)

エ 補助対象財産の財産処分の弾力化

※ 「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」(平成20年4月10日補助金等適正化中央連絡会議決定事項)により、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、報告等により国の承認とみなすとともに、その際、用途・譲渡先を問わず、また、国庫納付を求めないことなどを行ったことを受けて、補助対象財産の有効活用を図ったもの。

〇廃校となった学校施設の有効活用

・ 廃校となった小学校を地域活動の拠点施設としての簡易宿泊所に転用した。 (高知県本山町)

〇民間事業者による公共施設の有効活用

・ 民間事業者による公共施設の利活用を促進し、地域の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とし、平成25年1月に空き公共施設等利活用条例を施行した。本条例においては、公共施設を活用して新たに常用の雇用を生み出す事業者を「指定事業者」として認定し、施設の譲渡や貸与等において、様々な奨励措置を取ることとしており、施行後、障害者支援施設と保育所をそれぞれ食品加工施設に転用することが決定している。(秋田県大館市)

才 法定外税

※ 地方税法に定める税目(法定税)以外に、地方公共団体が条例で税目を新設したもの。

〇産業廃棄物税の導入

・ 県内の最終処分場の残存容量が逼迫し、産業廃棄物の発生抑制や資源化の 取組推進等が喫緊の課題であったため、法定外目的税である産業廃棄物税条 例を制定し、得られた税収については、3R(リデュース(発生抑制)、リ ユース(再使用)、リサイクル(再生利用))の促進、最終処分場の設置促 進といった事業に充てている。結果として、再生利用率の増加や、最終処分 量の減少につながった。(愛知県)

カ 条例による事務処理特例制度

※ 条例による事務処理特例制度(地方自治法 252 条の 17 の 2)により、都道府県から 市町村に権限移譲したもの。

〇一般旅券の発給の申請受理・交付等(旅券法)

- ・ 従来は、県が4か所のパスポートセンターで発給事務を実施していたが、 県内全市町に権限移譲し、合わせて21か所で実施するようになったことで、 近場での申請が可能となった。また、従来は、市町で戸籍を入手した上で県 のパスポートセンターに申請していたが、市町1か所のみで戸籍を入手の上、 申請が可能となり、手続きがワンストップ化した。さらに、従来は、申請から発給までの期間が6日だったが、市町への権限移譲と併せて県におけるパ スポート作成事務を効率化した結果、最短4日で発給可能となった。(佐賀 県)
- ・ パスポートの発給事務を市町村に移譲する際、単独では移譲が困難な町村 については、地域の中心市へ事務を委託する広域連携の仕組みを活用するこ とで、住民がより身近な窓口で申請・受理することが可能となった。 (埼玉県)

○大気汚染に係る施設等の規制事務等(大気汚染防止法)

・ 府から移譲された大気汚染に係る施設等の審査、立入検査等を実施するため、化学分野の専門の職員を3市2町1村で共同設置し、測定・分析業務等の専門知識を要する事務を担わせることとした。これにより、町村においても専門性を確保した事務処理が可能となった。(大阪府河南町)

(2) 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

ア 住民との協働による行政の推進

※ 住民の政策形成過程への参画や、住民と行政との協働による独自施策の展開を図った もの。

〇市民参加条例の制定

・ 平成 14 年 10 月に市民参加条例を制定し、市民に影響を与える重要な条例 制定や計画策定等を行う場合には、市民参加による、意見反映に努める旨の 努力規定が設けられた。その結果、毎年度 50 程度の市民参加の機会が確保さ れ、各種審議会等における市民委員(公募市民を含む)の割合が 15%程度に 上っている。(東京都西東京市)

〇市民による事業進捗の評価

・ 平成 23 年 3 月に策定した「新第 5 次振興計画」の 7 つの重点プロジェクトについて、計画の進捗状況を市民に報告し、市民の評価を受ける「市民 100人評価委員会」を実施している。委員会で得られた評価結果については、次年度の市政運営に反映している。(山形県寒河江市)

〇市民参加によるまちづくりの推進

・ 長期総合計画の策定やまちづくり施策を推進するため、無作為抽出により 呼びかけた市民の中から98人の参加を得て(平成23年度)、市民討議会「み たかまちづくりディスカッション」を開催し、コミュニティ交流、防災、地 域活性化、環境といった分野に関し、2日間にわたり討議を行い、具体的な 提言を受けた。(東京都三鷹市)

〇市民による事業提案や事業実施

- ・ 市内各地の交流センター単位で、自治会、女性の会、青年団、NPOなどにより「地域自主組織」が結成されており、市の支援も受けながら、高齢者の見守りや世代間交流、農家レストランや産直市場等のコミュニティビジネスなど、地域福祉、生涯学習、地域づくりを中心に、積極的かつ自発的な取組が行われている。(島根県雲南市)
- ・ 平成20年度より設置した百人委員会において住民より事業の提案を募っており、優れた企画に対し町が予算措置している。提案を受けて実施した事業の中には、自然の中で育児を行う「森のようちえん」などがある。 (鳥取県智頭町)

○環境未来都市の推進

・ 環境未来都市を推進する原動力として、市民の環境力を最大限に発揮する ため、①自治会やまちづくり協議会等による廃食用油の自主的な回収活動へ の支援、②家庭で剪定された枝の町内会等での回収リサイクル活動への支援、 ③生ごみを堆肥化する方法について一般市民に技術指導する人材(コンポストアドバイザー)の育成支援などの取組を実施している。(福岡県北九州市)

〇市民・企業との連携

・ 県が提供する公共サービスのよりよい展開、公共サービスの担い手の多様 化を図るため、業務の企業へのアウトソーシング(例:県庁総合窓口の運営) の提案や、企業と県のパートナーシップを通じた業務実施(例:難病患者の 就労支援)の提案を募集している。提案を行った民間、企業、NPOなどと、 県庁担当課が対話を重ね、様々な取組を実施している。(佐賀県)

〇市コミュニティファンドの創設

・ 個人や企業等からの寄附を市民活動団体の地域貢献活動に結びつける仕組みとして、平成20年度にコミュニティファンドを設置した。個人や企業等は、支援したい分野・団体を特定した寄附又は市民活動全般への寄付をすることが可能であり、また、ファンドからの支援については、市民活動団体からの事業提案に対し、第三者委員会による審査又は公開プレゼンテーションを行った上で、市民審査員の投票結果に基づいて対象事業を決定している。(山形県山形市)

イ 自主条例を活用した政策の展開

※ 様々な地域課題に対応するため、法令等に基づき制定義務のある条例以外に地方公共 団体が自らの発意で主体的に条例を定めたもの。

〇地域コミュニティを支援するための条例

- ・ 地域コミュニティが一定の裁量を持ち、自己決定・自己責任によるまちづくりに取り組めるよう、平成21年3月に「地域におけるまちづくり条例」を制定し、住民自ら描くまちの理想像の実現に向けた自発的な活動を支援し、官民協働のまちづくりを推進している。現在市内に41地区ある公民館区域中、12地区でまちづくり協議会が組織され、「まちづくり計画」の策定や防犯、清掃、子育て支援、高齢者の見守り活動など主体的なまちづくりが行われている。(愛媛県松山市)
- ・ 「協働のまちづくり条例」を制定し、同条例に基づき市民活動支援センターを開設して、公益的な市民活動に関する相談の受付、講座の開設や情報収集・提供など、地域コミュニティ・市民活動団体への支援に取り組んでいる。 (宮崎県日南市)

○景観まちづくり条例

・ 平成19年に景観行政団体となり、平成19年~21年度に景観計画や「景観 まちづくり条例」を制定した。当該条例には、景観法に基づく規定のみなら ず、景観まちづくり市民会議の意見を聴取しながら「下田まち遺産」を定め るなど、市独自の規定を設けている。このように、市民を交えた景観まちづ くりの推進体制を整えるとともに、シンポジウムの開催や下田まち遺産を紹 介するパンフレットを随時発行し、更なる市民意識の醸成を図っている。

(静岡県下田市)

〇空き家条例

・ 平成25年1月に「空き家等の適正管理に関する条例」を施行した。当該条 例に基づき、老朽化し、危険な状態にある空き家について調査し、助言・指 導及び勧告といった行政指導を行っている。そして、行政指導に従わない場 合には氏名等の公表や命令といった処分を、さらに命令に従わない場合には 行政代執行を実施できるという制度になっている。条例施行後、5件の空き 家が除却されるなど、効果を挙げている。(青森県五所川原市)

〇文化振興条例

・ 平成23年4月に「文化振興条例」を定め、スポーツ・文化に関する事務を 教育委員会から市長部局に移管し、市ゆかりの謡曲の振興、市の歴史に関す る学習講座や街歩きイベントの定期的な開催など、地域振興等の観点も加味 した総合的な文化行政施策を実施している。(兵庫県高砂市)

〇受動喫煙防止条例

受動喫煙による健康被害を防ぐこと等を目的として、学校、病院等につい ては禁煙、飲食店等については禁煙又は分煙とする処置をとることを義務付 け、違反に対する過料を定める条例「公共的施設における受動喫煙防止条例」 を全国で初めて制定した。(神奈川県)

ウ 地方議会の活性化

※ 議員提案条例の制定や議会情報の発信など、地方議会の活性化を図ったもの。

〇議会基本条例

- ・ 平成23年に定めた「議会基本条例」では、議会や議員の活動原則、市民と 議会の関係、政治倫理等のほか、議会における質疑を深めるため、一問一答 方式の原則、質問への執行部の反問権や議員間の自由討議も定めている。 (能本県水俣市)
- 年間を通じて十分な審議を行い、二元代表制における議会の機能を高める ため、「議会基本条例」及び「定例会の回数に関する条例」により、2会期制 を採用し本会議での審議が可能な期間の拡大を図るとともに、議員による政 策条例の提案など政策機能の強化を図ることとした。(兵庫県神戸市)

○議会情報の発信

・ 本会議、各常任委員会、特別委員会等について、ユーチューブ等を活用して放送、公開するとともに、ユーチューブ等の更新の情報を随時ツイッター等を通じて発信している。(三重県鳥羽市)

エ 地方公共団体間の協働

※ 共通事務を処理するための共同処理センターや滞納整理のための広域組織の設置な ど、複数の地方公共団体が協働して、施策の推進を図ったもの。

〇内部組織の共同設置

・ 平成23年10月に2市2町で福祉、まちづくり等に関する内部組織を共同 設置した(共同処理センター)。これにより、県から移譲された事務につい て効率的な運用が可能となり、各市町が単独で移譲を受けるとした場合と比 較し、10人程度職員削減の効果があった。(大阪府池田市)

○地方税滞納整理機構の設置

- ・ 平成22年度に、県と全市町村で構成する地方税滞納整理機構を設置し、県職員と市町村職員に相互に併任発令をかけて、共同して地方税の滞納整理事務を実施している。(鳥取県)
- ・ 平成 19 年度からの所得税から個人住民税への税源移譲等に対応するため、 平成 18 年 10 月に、県・市町村による「地方税特別滞納整理機構」を設置し、 大口滞納事案、徴収困難事案について、県市町村共同で取り組んでいる。(岩 手県)

オ 推進体制の整備等

※ 地方公共団体が施策を行うための推進体制の整備等を図ったもの。

〇大学との連携

・ 大学と包括連携協定を締結し、福祉、防災、交通、教育支援等の幅広い分 野において、それぞれ大学側の担当研究者を定め、詳細な調査・分析を実施 するとともに、担当研究者の政策検討への参画を進めている。(茨城県常総市)

〇情報発信

- ・ 議会中継システムの導入やフェイスブックの開設など、インターネットを 通じ市内外に情報を発信することで、市民の市政参加と情報共有につながっ た。さらに、平成24年には「子ども議会」を開催し、18人の子ども議員た ちが、それぞれが持つまちづくりへの思いを発表する様子を配信した。 (北海道士別市)
- ・ 平成24年度より市民の市政に対する理解や関心を深め、協働のまちづくりを推進するため、市民の集会などに市職員を講師として派遣する「まちづくり出前講座」を実施している。出前講座メニューは45種類あり、平成24年

は148回開催し、延べ5,050名が参加した。(広島県江田島市)

○予算要望から政策提言への移行等

・ 従来の国の予算に対する要望活動を、県内の課題を解決するための政策提言(国の基本政策や制度改正に関するもの)に変更し、平成 24 年にはのべ 160 件の政策提言を実施した。提言の内容については、一般向けにもホームページ上で公開している。(徳島県)

2 地方分権改革の課題に関する調査結果(調査2)

<対象団体>

全都道府県(47)、全市町村・全特別区(1,742)

<調査内容>

国と地方公共団体や地方公共団体間での役割分担の見直し(権限移譲等)、関与の在り方の見直し(義務付け・枠付けや必置規制の見直し等)、住民自治の充実及び税財政改革等の観点から、各団体が考える地方分権改革の今後の課題について、自由記述方式で調査。

地方公共団体から得られた回答(1690。複数回答あり)は、以下のとおりである。 ア 地方分権改革の全般的課題に関する回答…1,003

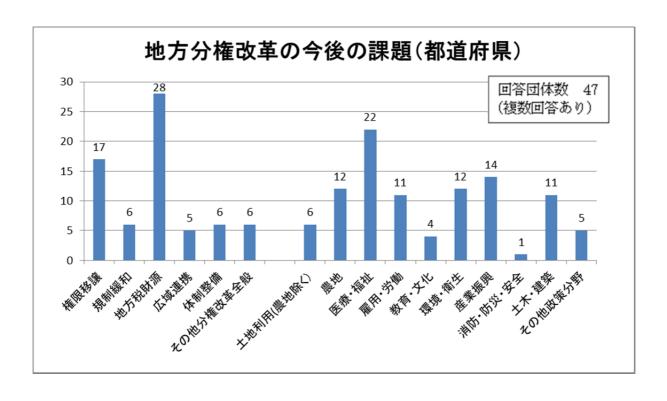
※「権限移譲」「規制緩和」「地方税財源」「広域連携」「体制整備」等

イ 個別政策分野の課題に関する回答…687

※「土地利用(農地除く)」「農地」「医療・福祉」「雇用・労働」「教育・文化」 「環境・衛生」「産業振興」「消防・防災・安全」「土木・建築」等

(1)都道府県

都道府県は、「ア 地方分権改革の全般的課題に関する回答」が 68、「イ 個 別政策分野の課題に関する回答」が 98 であった。



ア 地方分権改革の全般的課題

「地方税財源」「権限移譲」に関する回答が多く見られた。主な回答は、以下のとおりである。

○偏在性が小さく安定的な地方税体系の確立

地方自主財源を充実させる必要があるが、単なる税源移譲では大都市部と 地方間の財政力格差が拡大する。税源交換などの偏在是正策を講じることに より、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図るべきである。 (富山県)

〇課税自主権の拡大

現状では、地方公共団体の課税権は国の制約を強く受けていることから、 真の課税自主権の実現に向け、地方税制度を早期に改正すべきである。(新 潟県)

○関連事務の一体的な移譲

県から市町への権限移譲等に関しては、広域自治体としての県の役割や機能、県と市町との役割分担について、地方の意見も十分に踏まえながら検討すべきである。その際、効率的・効果的な事務執行のためには、関連事務は一括して処理主体を定めるべきである。(兵庫県)

イ 個別政策分野の課題

多い順に、「医療・福祉」「産業振興」「農地」「環境・衛生」に関する回答 となっている。主な回答は、以下のとおりである。

〇保育所の設置・運営基準

現状では、保育所の設置基準については、保育士の配置に係る基準が「従うべき基準」とされており、その緩和等が認められていないため、保育士の確保が困難な郡部や離島等で配置基準を見直すことができない。(兵庫県)

○社会福祉法人施設の監督

社会福祉法人について、第2次一括法により法人監督は市に移譲されたものの、法人施設の監督権限は県にあり、指導監督事務について新たな二重行政が発生している。(大分県)

〇中小企業支援事務

現状では、中小企業に対し、県資金融資、経営革新、技術開発等の支援を 行う一方で、経済産業局でも技術開発・人材育成等による事業高度化や経営 の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っ ている。このため、中小企業支援の窓口が国と地方に分かれており、ワンス トップの総合的な支援が実現していない。(埼玉県)

〇農地転用の許可

現状では、平成21年の農地法改正により、転用基準が厳格化されたこと

から、地方では農村維持に不可欠な事業所の立地やコンビニエンスストアの 設置について支障が生じている。(佐賀県)

※(内閣府注釈)「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成 25 年 12 月 20 日閣議決定)において、農地転用の不許可の例外とされる一般国道の沿道に設置される休憩所等に含まれるコンビニエンスストア及びその駐車場について明確化することとされている。

〇水道事業の認可・立入検査

現状では、水道事業の認可権限・立入調査権者は、給水人口に応じて5万人超が国、5万人以下は都道府県となっている。認可事務の基準は同様であるが、国の認可事務処理は、県の標準処理期間(30 日)に比して相当に長期間(1年以上要することあり。)にわたることがある。水道事業(市町経営)を効率化し、地域の事情に即応して安心安全な水道水の供給を確保するために、都道府県に移譲すべきである。(広島県)

〇ハローワークとの連携

現状では、県の生活・就労相談と国の職業相談・紹介を一体的に実施し、 利用者に対するワンストップサービスを提供しているが、両者の間での職員 の融通や県におけるハローワークの情報の活用は認められておらず、効率、 効果的なサービス提供に支障がある。(石川県)

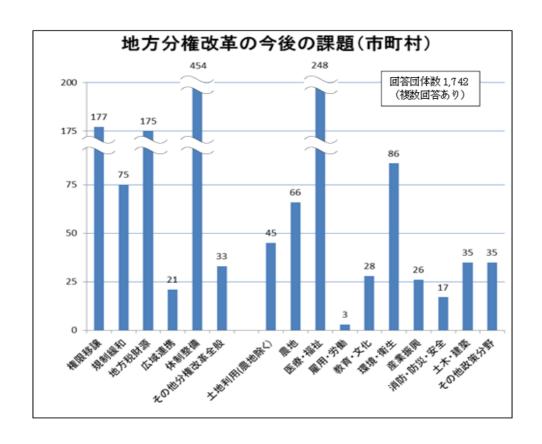
※(内閣府注釈)都道府県によるハローワークの情報の活用については、「事務・権限の 移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において、ハ ローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組を積極的に進める ことを決定し、平成26年9月から開始される予定。

〇保安林の指定解除に係る国の同意

知事権限となっている保安林の指定の解除について、一定の場合は国の同意が法定されており、国との事前調整に時間を要し、事業実施が遅れる面で支障があることから、国の同意を廃止することにより、県において迅速な処理を進めることができる。(広島県)

(2) 市町村

市町村は、「ア 地方分権改革の全般的課題に関する回答」が 935、「イ 個別 政策分野の課題に関する回答」が 589 であった。



ア 地方分権改革の全般的課題

「体制整備」「権限移譲」「地方税財源」に関する回答が多く見られた。主な回答は、以下のとおりである。

〇地方分権に伴う事務増加への対応

現状では、少数の職員により各種事務を処理しており、地方分権により更に事務が増加していくと対応が難しい。(多数回答あり)

○専門性が高く処理件数が少ない事務の移譲

- ・ 専門性が高く、かつ処理件数が少ない事務を移譲されたが、現状では、 必要な経験を積む機会も少ないため、事例発生時の判断に苦慮しているため、適切な支援を要する。(京都府向日市)
- ・ 現状では、専門性を有した職員の確保が難しく、累次の一括法で権限移 譲された事務対応に苦慮している。 (滋賀県高島市)

○事務・権限の移譲に伴う財源措置

現状では、一括法等の法定移譲に伴う財源措置は、主として地方交付税で

措置されているが、仕組み上、措置額が明確でなく、事務・権限の移譲に伴う交付税措置については、適正に財源措置がされていることが分かるような工夫・配慮が必要である。(福岡県北九州市)

〇権限移譲についての意見交換

現状では、既に業務で手一杯になっており、権限移譲=業務量増加のイメージが先行し、自主性・主体性のある提案がされにくく、意欲の低下を招いている。権限移譲についての意見交換の場を設けるべきである。

(高知県高知市)

〇地方税財政の充実

現状では、少子化、高齢化等、地方が直面する喫緊の課題に対応するための財源が不足しており、子育て環境のための基盤整備、地域医療の確保などに必要な財源を措置する必要がある。(兵庫県神戸市)

〇義務付け・枠付けの見直しによる独自基準の検討

義務付け・枠付けの見直しにより基準の策定等を条例委任されたが、規模の小さい町村では、独自で基準を定めるだけの人と予算がなく(独自基準の検討には有識者等も交えた検討が必要)、地域に根差した基準を作るための検討を行うことができなかった。(多数回答あり)

イ 個別政策分野の課題

「医療・福祉」に関する回答が多く見られたほか、「環境・衛生」「農地」「土地利用(農地除く)」などに関する回答が見られた。主な回答は、以下のとおりである。

○地域密着型介護老人福祉施設の設備運営基準

現状では、第1次一括法により、一の居室の定員については参酌基準とされた一方で、1人当たりの床面積については従うべき基準とされている。

施設利用料の軽減のために、適切な範囲で定員を増やすため、1人当たりの床面積を参酌基準とすることが望まれる。(岩手県雫石町)

○身体障害者手帳の交付決定

現状では、住民は福祉事務所長を経由して県に身体障害者手帳交付申請を 行っており、県が交付決定を行っているが、通常は交付決定に至るまで、申 請から2カ月から3カ月かかり、その間福祉サービス、医療費助成等のサー ビスを住民に提供することができない。必要な人員・財源とともに、交付決 定権限を市に移譲することで、交付決定の期間が短縮され、障がい者からの ニーズにも早く対応できる。(沖縄県浦添市)

〇向精神薬、麻薬及び覚せい剤の免許及び指導

現状では、薬局や医薬品の卸売販売業に係る許可権限は保健所設置市にあるが、向精神薬や麻薬等の一部の医薬品に係る権限は都道府県にあるため、 経済活動区域の範囲について配慮の上、保健所設置市へ移譲することにより、 薬局や医薬品の卸売業者に対して一体的な指導をすることができる。(千葉 県千葉市)

○飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準

・ 食品衛生法に基づく食品衛生行政のうち、都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法の「大都市に関する特例」として規定され、原則指定都市で行うこととされている。

しかし、食品衛生法 51 条に定める飲食店営業等に関する施設基準の策定 については、唯一都道府県に留保されており、施設基準で指定都市が定める ことができるのは必要な制限を付加することのみである。

この施設基準の策定権限を移譲することにより、行政の効率化と許可業務の迅速化を図ることができる。(静岡県静岡市)

・ 現状では、食品衛生法 51 条に定める営業施設の基準を定める権限が都道 府県にあり、食品の安全性を担保しながら食を利用した地域おこし(例えば B級グルメ等)に柔軟に対応できない。(富山県富山市)

○農地転用許可に係る県農業会議への意見聴取

現状では、事務処理特例条例で農地転用許可権限を市町村に移譲しても、 法律上、移譲後も県農業会議の意見を聴取しなければならず、市町村で事務 が完結しない。(新潟県南魚沼市)

〇農業振興地域の指定・変更等

現状では、農用地利用計画の策定に当たって、都道府県知事へ協議し、同意を得る必要があり、農用地除外に時間を要し、農家住宅等の建築が遅滞する等の支障が生じている。(神奈川県川崎市)

〇都市計画区域マスタープランの決定

現状では、指定都市は、区域区分の決定権限を有するが、区域区分の方針 を定める都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全 の方針)は都道府県が決定しており、指定都市が地域の実態に照らした区域 区分の変更ができない。(神奈川県横浜市)

※(内閣府注釈)都市計画区域マスタープランの決定権限は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において、都道府県から指定都市への移譲を決定し、平成26年通常国会に提出する第4次一括法案で措置することとされている。

〇市町村の都市計画決定

都市計画の決定は、都市計画運用指針に沿って決定すべきものであり、市でも適切な判断を行うことができ、必ずしも全ての事項を協議する必要はない。例えば、市道である都市計画道路や地区計画など、広域の都市計画区域にまたがらない都市計画については市単独で都市計画決定を行えるようにすべきである。(宮崎県延岡市)

※(内閣府注釈)第1次一括法により、市の都市計画の決定に係る都道府県知事への同意 を要する協議は、同意を要しない協議とされた。(協議は引き続き行う必要がある。)

〇県費負担教職員の人事権

現状では、中核市には県費負担教職員の研修権が都道府県より移譲されているが、人事権は移譲されていない。本市では、法定研修とともに「特色ある研修」を実施し、教員の資質向上に努めているが、優秀な教員を育成しても異動により市外転出に至るケースが多くある。中核市として主体的・計画的な教育行政の推進を図るためには、人事権と研修権を一体して行使することが必要である。(奈良県奈良市)

〇工場立地法に基づく事務

工場立地法に基づく届出については、事務処理特例条例により県から移譲を受けている。しかし、依然として「緑地面積率等に係る地域準則の制定権限」は都道府県及び市が所管しており、企業の新たな設備投資に伴う緑地面積率の規制緩和に関する事項については都道府県への協議が必要となっていることから、工場立地法の事務処理に関して町村における一体的な運用ができない。

希望する町村に対して移譲を行うことで、工場立地法の一体的な運用が可能となり、より身近な町村の窓口でスピーディに企業に対するフォローを行うことができる。また、町村において当該事務を所管することで環境と調和の取れた範囲で積極的な企業誘致を図ることができる。(新潟県聖籠町)

※(内閣府注釈)第2次一括法により、平成24年4月から「緑地面積率等に係る地域準 則の制定権限」及び「関連事務」は全ての市に移譲されたが、町村には移譲されてい ない。

3 義務付け・枠付けの見直しに関する調査結果(調査3)

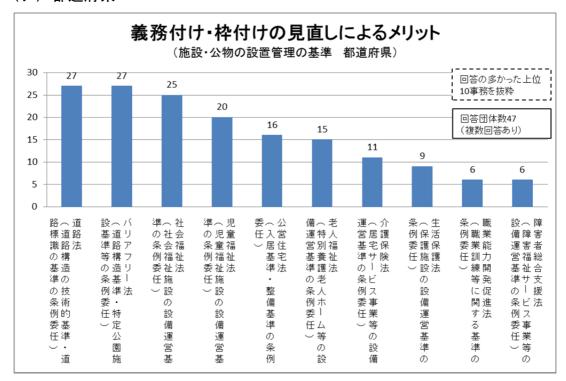
<対象団体>

全都道府県(47)、全指定都市(20)、県庁所在の市(指定都市を除く)及び新宿区<math>(32)、都道府県が抽出した $5\sim10$ 万人規模の市(47)及び $1\sim2$ 万人規模の町村(47)

<調査内容>

第1次一括法、第2次一括法により義務付け・枠付けの見直し(「施設・公物の設置管理の基準」「協議、同意、許可・認可・承認」「計画の策定及びその手続き」の見直し)が行われた事務について、次の項目を調査(選択式及び自由記述方式)。

- (1) 義務付け・枠付けの見直しによるメリット
- (2) 義務付け・枠付けの見直しに伴い生じた課題
- (1) 義務付け・枠付けの見直しによるメリット
 - ア 施設・公物の設置管理の基準
 - (ア) 都道府県

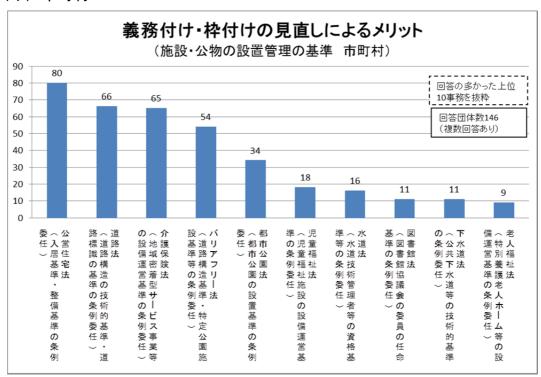


都道府県で回答の多いものは、①道路法(道路構造の技術的基準・道路標識の基準の条例委任)、②バリアフリー法(道路構造基準・特定公園施設基準等の条例委任)、③社会福祉法(社会福祉施設の設備運営基準の条例委任)、④児童福祉法(児童福祉施設の設備運営基準の条例委任)、⑤公営住宅法(入居基準・整備基準の条例委任)などであった。

①道路法では、道路構造の技術的基準について「交通量が少なく狭い道路に 歩道を設置できる基準を規定することで、地域の実情に応じた基準を策定 できる」、道路標識の基準について「在住及び旅行者等の外国人道路利用 者に明確な情報提供を行うため、案内標識のローマ字の大きさを国基準より拡大できる規定を設けた」などの回答があった。

- ②バリアフリー法では、道路構造基準について「視覚障害者の乗降時の誤認を防ぐため、乗合自動車停留所の乗車口のみに、視覚障害者誘導ブロックを敷設すると規定した」、特定公園施設基準について「特定公園施設における園路に排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、利用者の利便性の向上が図られた」などの回答があった。
- ③社会福祉法では、社会福祉施設の設備運営基準の策定について「災害の態様ごとに非常災害対策を策定することで、安全・安心の向上を図ることができる」、「虐待防止のための研修受講を規定することで、職員の意識向上を図ることができる」などの回答があった。
- ④児童福祉法では、保育所の設備運営基準について「災害の態様ごとに非常 災害対策を策定することで、安全・安心の向上を図ることができる」「国 の最低基準よりも高い居室の面積基準を設定することで、安心・安全の向 上を図ることができる」、「職員を加配することで、サービス向上を図るこ とができる」などの回答があった。
- ⑤公営住宅法では、入居基準について「独自の収入基準により、裁量階層の 入居者について、真に入居が必要な世帯の入居を実現した」、整備基準に ついて「地域の実情を考慮し、再生可能エネルギー(太陽光、風力等)に よる発電設備の設置及び積雪に考慮した施設整備に努める規定を追加し た」などの回答があった。

(イ) 市町村



市町村で回答の多いものは、①公営住宅法(入居基準・整備基準の条例委任)、②道路法(道路構造の技術的基準・道路標識の基準の条例委任)、③介護保険法(地域密着型サービス事業等の設備運営基準の条例委任)、④バリアフリー法(道路構造基準・特定公園施設基準等の条例委任)、⑤都市公園法(都市公園の設置基準の条例委任)などであった。

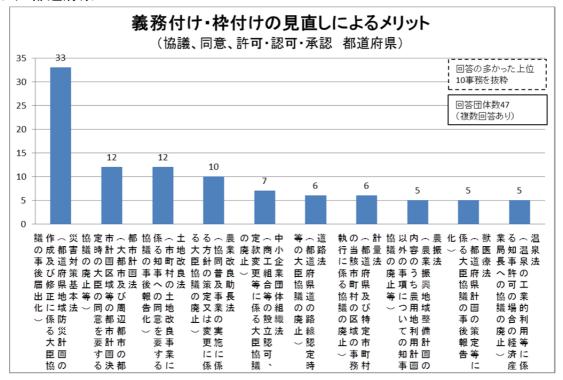
- ①公営住宅法では、入居基準について「地域の経済状況に鑑み入居収入基準を下げることで、地域の実情に応じた基準を策定することができる」、整備基準について「駐車場を整備する場合には、利用者の利便性や敷地の位置等に配慮して整備する旨を規定した」などの回答があった。
- ②道路法では、道路構造の技術的基準について「坂が多い地域性を考慮し、 道路の縦断勾配を緩和することなどで、地域の実情に応じた基準を策定で きる」、道路標識の基準について「案内標識の寸法・文字を拡大し、交通 車両の安全度を高めた」などの回答があった。
- ③介護保険法では、地域密着型サービス事業の設備運営基準について「地域 密着型介護老人福祉施設の居室定員を4人以下とすることで、低所得者に 対するサービスを維持することができる」、「スプリンクラー等を設置する ことで、安全・安心の向上を図ることができる」などの回答があった。
- ④バリアフリー法では、道路構造基準について「横断歩道と歩道の段差をなくすことを義務付けることで、安全・安心の向上に寄与する」、特定公園

施設基準について「公園出入口の水平面が確保できない場合に路面との段差ができないようすり付け部を設置し、その勾配を緩和することで利用者の利便性を図った」などの回答があった。

⑤都市公園法では、都市公園の設置基準について「基準を自ら作成することで、職員の基準に対する意識が向上する」、「建ペい率を国基準よりも高くすることで、公園の施設が充実し住民サービスの向上に寄与する」などの回答があった。

イ 協議、同意、許可・認可・承認

(ア) 都道府県



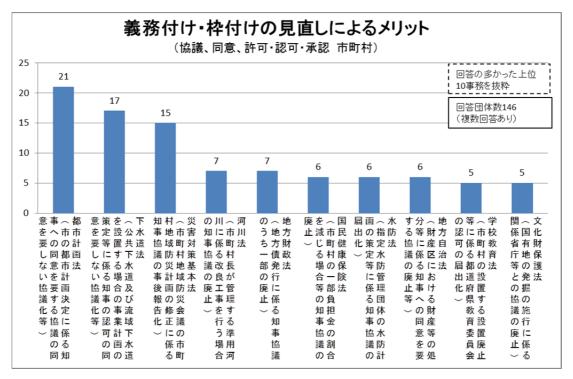
都道府県で回答の多いものは、①災害対策基本法(都道府県地域防災計画の作成及び修正に係る大臣協議の事後届出化)、②都市計画法(大都市及び周辺都市の都市計画区域等の都市計画決定時の大臣の同意を要する協議の廃止等)、③土地改良法(市町村の土地改良事業に係る知事への同意を要する協議の事後報告化)、④農業改良助長法(協同普及事業の実施に係る方針の策定又は変更に係る大臣協議の廃止)、⑤中小企業団体組織法(商工組合等の設立認可、定款変更等に係る大臣協議の廃止)などであった。

- ①災害対策基本法では、「概ね1ヶ月ほど手続きに係る期間が短縮された」、「国 との文書のやり取りの回数が減った」などの回答があった。
- ②都市計画法では、「大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域等に係る 都市計画を決定する際の国土交通大臣の同意を要する協議が不要とされた

ことで、手続き期間が短縮される」、「市の都市計画決定に係る知事への同意 を要する協議が同意を要しない協議になったことで、市が主体的に都市計画 決定を行えるようになった」などの回答があった。

- ③土地改良法では、「市町村の土地改良事業に係る知事への同意を要する協議が事後報告とされたことで、都道府県及び市町村の事務負担が軽減された」などの回答があった。
- ④農業改良助長法では、「協同普及事業の実施に係る方針の策定又は変更に係る大臣協議が廃止されたことで、協議していた期間が短縮された」、「事務量が縮減した」などの回答があった。
- ⑤中小企業団体組織法では、「商工組合等の設立認可、定款変更等に係る大臣協議が廃止されたことで、定款変更に係る期間が短縮された」、「意思決定の迅速化が図られた」などの回答があった。

(イ) 市町村

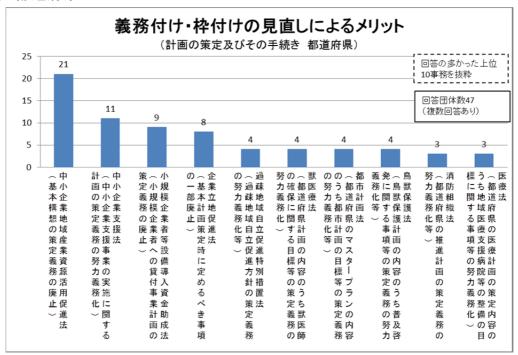


市町村で回答の多いものは、①都市計画法(市の都市計画決定に係る知事への同意を要する協議の同意を要しない協議化等)、②下水道法(公共下水道及び流域下水道を設置する場合の事業計画の策定等に係る知事の認可の同意を要しない協議化等)、③災害対策基本法(市町村地域防災会議の市町村地域防災計画の修正に係る知事協議の事後報告化)、④河川法(市町村長が管理する準用河川に係る改良工事を行う場合の知事協議の廃止)、⑤地方財政法(地方債発行に係る知事協議のうち一部の廃止)などであった。

- ①都市計画法では、「市の都市計画決定に係る知事への同意を要する協議が同意を要しない協議になったことで、都市計画決定の告示までの期間が短縮された」、「知事の同意が不要となったことで、協議に係る事務負担が軽減した」などの回答があった。
- ②下水道法では、「公共下水道及び流域下水道を設置する場合の事業計画の策定又は変更についての知事認可が同意を要しない協議とされたことで、協議に要する期間が短縮された」、「認可が同意を要しない協議とされたことで、事務負担が軽減された」などの回答があった。
- ③災害対策基本法では、「市町村地域防災会議の市町村地域防災計画の修正に係る知事協議が事後報告とされたことで、手続きに係る期間が短縮された」、「手続きに係る事務負担が軽減された」などの回答があった。
- ④河川法では、「市町村長が管理する準用河川に係る改良工事を行う場合の知事協議が廃止されたことで、事務負担が軽減された」「緊急の整備が必要な状況で協議が廃止されたことで、機動的な対応が可能になることが期待される」などの回答があった。
- **⑤地方財政法**では、「地方債発行に係る知事協議のうち一部が届出化されたことで、事務負担が軽減された」、「一部が届出化されたことで地方債発行に係る手続期間が短縮された」などの回答があった。

ウ 計画の策定及びその手続き

(ア) 都道府県



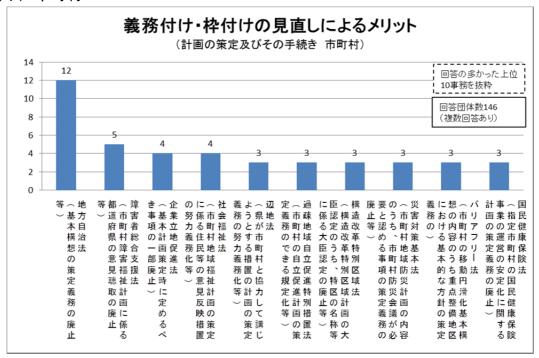
都道府県で回答の多いものは、①中小企業地域産業資源活用促進法(基本構想の策定義務の廃止)、②中小企業支援法(中小企業支援事業の実施に関する計画の策定義務の努力義務化)、③小規模企業者等設備導入資金助成法(小規模企業者への貸付事業計画の策定義務の廃止)、④企業立地促進法(基本計画策定時に定めるべき事項の一部廃止)、⑤過疎地域自立促進特別措置法(過疎地域自立促進方針の策定義務の努力義務化等)などであった。

- ①中小企業地域産業資源活用促進法では、「基本構想の策定に係る規定が廃止されたことで、事務負担が軽減された」、「地域産業資源活用事業計画の認定に係る事務に要する時間が短縮された」などの回答があった。
- ②中小企業支援法では、「中小企業支援事業の実施に関する計画の策定に係る規定が努力義務化されたことで、事務負担が軽減された」、「中小企業支援事業の実施に関する計画の策定義務が努力義務化されたことで、条例に基づく同様の計画に一本化でき、地域の実情に応じた行政運営を行えるようになった」などの回答があった。
- ③小規模企業者等設備導入資金助成法では、「小規模企業者への貸付事業計画の策定義務が廃止されたことで、事務負担がなくなった又は軽減された」などの回答があった。
- **④企業立地促進法**では、「大臣同意が必要な基本計画策定時に定めるべき事項のうち3項目が削除されたことで、事務負担が軽減された」、「基本計画

を策定するにあたり、県と市町村の間で予め協議し取り決めておくべき事項が減り、地域の自主性強化及び自由度拡大につながる」などの回答があった。

⑤過疎地域自立促進特別措置法では、「過疎地域自立促進方針の策定項目が 一部大枠化されたことで事務負担が軽減された」などの回答があった。

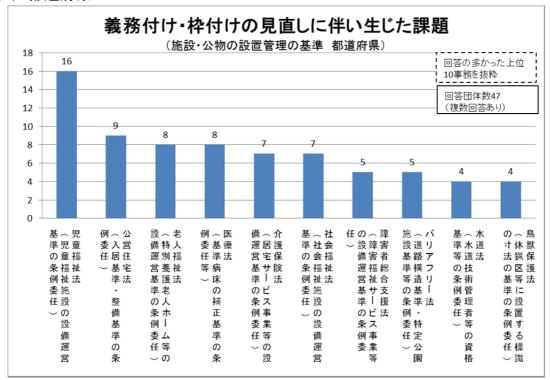
(イ) 市町村



市町村で回答の多いものは、①地方自治法(基本構想の策定義務の廃止等)、②障害者総合支援法(市町村障害福祉計画に係る都道府県の意見聴取の廃止等)、③企業立地促進法(基本計画策定時に定めるべき事項の一部廃止)、④社会福祉法(市町村地域福祉計画の策定に係る住民等の意見反映措置の努力義務化等)、⑤辺地法(県が市町村と協力して講じようとする措置の計画の策定義務の努力義務化等)などであった。

- ①地方自治法では、「基本構想の策定義務が廃止されたことで、策定するかどうか判断できるようになった」、「基本構想を策定せず、市町村の長期計画を最上位の計画とすることができるようになった」などの回答があった。
- ②障害者総合支援法では、「市町村障害福祉計画に係る都道府県の意見聴取 が廃止されたことで、事務負担が軽減された」などの回答があった。
- ③企業立地促進法では、「基本計画に記載すべき内容が削減されたことで、 事務負担が軽減された」などの回答があった。

- ④社会福祉法では、「市町村地域福祉計画の策定に係る住民等の意見反映措置が努力義務化されたことで、事務負担が軽減された」などの回答があった。
- **⑤辺地法**では、「市町村計画に関し、県が市町村と協力して講じようとする 措置の計画の策定が努力義務となり、事業実施までにかかる期間が短縮で きた」などの回答があった。
- (2) 義務付け・枠付けの見直しに伴い生じた課題
 - ア 施設・公物の設置管理の基準
 - (ア) 都道府県



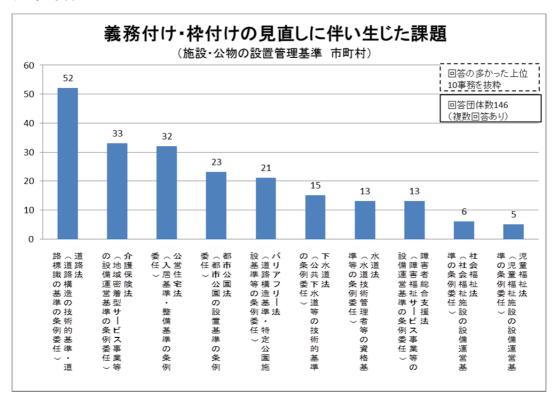
都道府県で回答の多いものは、①児童福祉法(児童福祉施設の設備運営基準の条例委任)、②公営住宅法(入居基準・整備基準の条例委任)、③老人福祉法(特別養護老人ホーム等の設備運営基準の条例委任)、④医療法(基準病床の補正基準の条例委任等)、⑤介護保険法(居宅サービス事業等の設備運営基準の条例委任)などであった。

- ①児童福祉法では、児童福祉施設の設備運営基準について「人員配置等で従うべき基準が設定されていることで、独自性が発揮できない」、「従うべき基準が設定されていることで、地域の実情に即した基準とすることができない」などの回答があった。
- ②公営住宅法では、入居基準について「見直し効果の検証には、ある程度の期間が必要である」、整備基準について「条例制定後、新しい整備基準を満た

した住戸がまだ整備されていないため見直しの効果が実感できていない」などの回答があった。

- ③老人福祉法では、特別養護老人ホーム等の設備運営基準について「人員基準・設備基準については、従うべき基準・標準とすべき基準の範囲が広範である」、「処遇記録の保存期間を国基準より長期に設定したが、施設運営者から記録保管スペースの確保が困難との意見が寄せられた」などの回答があった。
- ④医療法では、既存病床の補正基準について「従うべき基準とされ地方に裁量の余地がない」、病床数の算定について「今回県の権限となったのは特定の患者が利用する公的病院に限られ、独自の内容を盛り込んだとしても効果がない」などの回答があった。
- ⑤介護保険法では、指定居宅サービス事業の設備運営基準について「指定居宅サービス、指定介護老人福祉施設等の人員基準・設備基準については、従うべき基準・標準とすべき基準の範囲が広範である」「条例制定主体が異なることにより、県内において取扱いが異なる事象が発生した」などの回答があった。

(イ) 市町村



市町村で回答の多いものは、①道路法(道路構造の技術的基準・道路標識の 基準の条例委任)、②介護保険法(地域密着型サービス事業等の設備運営基準 の条例委任)、③公営住宅法(入居基準・整備基準の条例委任)、④都市公園法 (都市公園の設置基準の条例委任)、⑤バリアフリー法(道路構造基準・特定 公園施設基準等の条例委任)などであった。

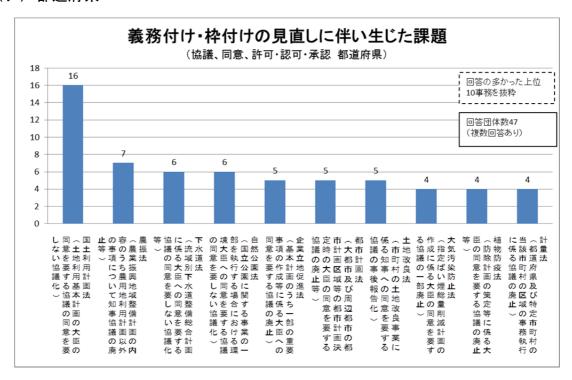
- ①道路法では、道路構造の技術的基準について「条例制定後、独自基準の適用 案件がないため見直しの効果が実感できていない」、道路標識の基準について 「市区町村ごとではなく、ある程度広域で基準を決めるべき」などの回答が あった。
- ②介護保険法では、地域密着型サービス事業の設備運営基準について「近隣市町村と基準が異なる場合、広域的に事業を行う法人において混乱が懸念される」、「基準を自ら有することに伴い、当該基準の管理業務が発生する」などの回答があった。
- ③公営住宅法では、入居基準について「条例施行後、まだ子育て世帯の入居申込がない」、整備基準について「独自基準は制定したが公営住宅の建替時期が到来していないため、まだ見直しの効果が実感できていない」などの回答があった。
- ④都市公園法では、都市公園の設置基準について「条例制定後の実務上の事例

に乏しいため、効果が実感できない」、「現行基準を定めるに至ったこれまでの経過の確認や、特に公園施設の設置基準(建ペい率)については、各公園の現状の建ペい率の正確な数値の把握が課題となった」などの回答があった。

⑤バリアフリー法では、道路構造基準について「既に市の内規等で基準を設けていたため、条例化しても実効性に大きな改善がない」、特定公園施設基準について「特定公園施設の新設、増設の計画がない」などの回答があった。

イ 協議、同意、許可・認可・承認

(ア) 都道府県

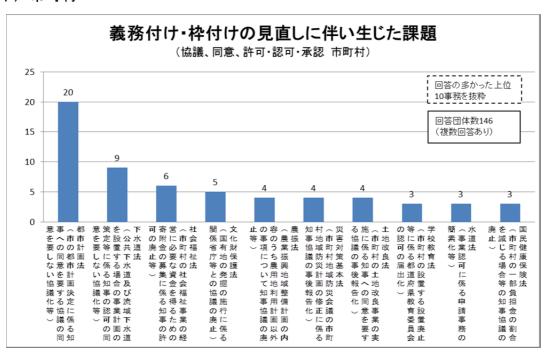


都道府県で回答の多いものは、①国土利用計画法(土地利用基本計画の大臣の同意を要する協議の同意を要しない協議化)、②農振法(農業振興地域整備計画の内容のうち農用地利用計画以外の事項について知事協議の廃止等)、③下水道法(流域別下水道整備総合計画に係る大臣への同意を要する協議の同意を要しない協議化等)、④自然公園法(国立公園に関する事業の一部を執行する場合における環境大臣への同意を要する協議の同意を要しない協議化)、⑤企業立地促進法(基本計画のうち一部の重要事項の作成等に係る大臣への同意を要する協議の廃止)などであった。

①国土利用計画法では、「土地利用基本計画の大臣の同意を要する協議が同意を要しない協議となったが、協議は残るため事務手続きの軽減につながっていない」、「自治事務に中央省庁間の事務手続(国土交通大臣から関係行政機関の長への協議)の規定があること自体が課題である」などの回答があった。

- ②農振法では、「同意の対象が限定されたが、核となる面積目標や農用地利用計画への同意が必要である以上、実務として自主性向上や簡素化等にはつながっていない」「整備計画のほとんどが、協議が必要な農用地利用計画である」などの回答があった。
- ③下水道法では、「流域別下水道整備総合計画、事業計画のいずれも関係機関等との協議が必要であり、事務の効率化にはつながっていない」、「流域別下水道整備総合計画の策定については大臣同意から協議へと変更されたが、計画策定内容について裁量がなく、また国の関与は残されたままである」などの回答があった。
- **④自然公園法**では、「国立公園に関する事業の執行について、環境大臣の同意を要する協議は廃止されたが、従前と同様に環境大臣との協議は必要であることから、実質の手続は変わらない」などの回答があった。
- ⑤企業立地促進法では、「基本計画に策定する内容の一部が廃止されたが、依然として基本計画に係る関係大臣との同意協議は義務付けられており、また、基本計画の策定手続は煩瑣である」「基本計画に係る同意協議事項の一部廃止は協議の簡素化につながっていない」などの回答があった。

(イ) 市町村



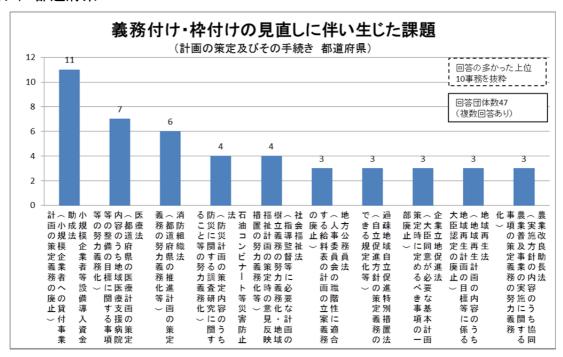
市町村で回答の多いものは、①都市計画法(市の都市計画決定に係る知事への同意を要する協議の同意を要しない協議化等)、②下水道法(公共下水道及び流域下水道を設置する場合の事業計画の策定等に係る知事の認可の同意を要しない協議化等)、③社会福祉法(市町村の社会福祉事業の経営に必要な資

金を得るための寄附金の募集に係る知事の許可の廃止等)、**④文化財保護法**(国有地の発掘の施行に係る関係省庁等との協議の廃止)、**⑤農振法**(農業振興地域整備計画の内容のうち農用地利用計画以外の事項について知事協議の廃止等)などであった。

- ①都市計画法では、「都市計画決定の際の都道府県知事への同意は不要となったが、協議は必要であるため、事務の軽減につながったとは言い難い」、「県「同意」は不要になったが、「協議」の中で「同意」と同レベルの説明を求められることから、何ら変化が感じられない」などの回答があった。
- ②下水道法では、「公共下水道事業計画を策定する際の認可が県知事への事前 協議に改正されたが、手続に要する事務量に変化はない」などの回答があっ た。
- **③社会福祉法**では、「事務処理件数が少ないため、見直しの効果が実感できていない」などの回答があった。
- ④文化財保護法では、「国有地の発掘の施行に係る関係省庁等との法律上の協議は廃止されたが、実際に発掘することになれば、事実上協議せざるを得ないため、今後も継続していくと思われる」などの回答があった。
- **⑤農振法**では、「農用地利用計画の協議・同意が残っているため、処理時間は変わらない」などの回答があった。

ウ 計画の策定及びその手続き

(ア) 都道府県



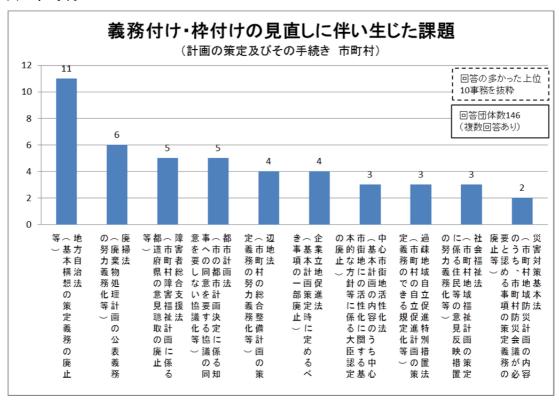
都道府県で回答の多いものは、①小規模企業者等設備導入資金助成法(小規模企業者への貸付事業計画の策定義務の廃止)、②医療法(都道府県の医療計画の策定内容のうち地域医療支援病院等の整備の目標に関する事項等の努力義務化)、③消防組織法(都道府県の推進計画の策定義務の努力義務化等)、④石油コンビナート等災害防止法(防災計画の策定内容のうち防災に関する調査研究に関すること等の努力義務化)、⑤社会福祉法(指導監督等に必要な計画の樹立義務の努力義務化・地域福祉計画の策定時の意見反映措置の努力義務化等)などであった。

- ①小規模企業者等設備導入資金助成法では、「法では貸付事業計画の作成義務はなくなったが、貸付要領に「貸付予定総額調書」の提出義務が設けられた」、「小規模企業者等への貸付要件等の基準に関係しない事業計画の事務負担軽減がほとんどない」などの回答があった。
- ②医療法では、「医療計画の内容の一部の策定義務が努力義務とされたが、努力義務とされた事項は、地域における医療連携体制構築のために必要な取組であるため、見直し後も本県では当該事項を医療計画の中で定めている」などの回答があった。
- ③消防組織法では、「消防広域化推進計画の策定義務が努力義務とされたが、 東日本大震災の教訓等を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要であるため、見直し後も同計画を定めている」、「推進計画策定の内容について、例示化されたが事務量にほとんど影響はない」

などの回答があった。

- **④石油コンビナート等災害防止法**では、「防災計画は既に策定済みであるため、 計画内容の一部が努力義務化されたことによる影響はない」などの回答があった。
- ⑤社会福祉法では、「指導監督の計画の樹立義務が努力義務化されたが、生活保護については国の別途通知により計画の樹立が求められている」、「地域福祉計画の策定等に係る公聴会等の実施及び計画の公表について、義務から努力義務化されたが、住民意見等の反映に努める必要があることから、パブリックコメントは必要なものとして継続している。また、計画策定後の公表により関係者の理解を深め、協力を得るため、公表を必要なものとして継続しているため、見直しの効果は実感できない」などの回答があった。

(イ) 市町村



市町村で回答の多いものは、①地方自治法(基本構想の策定義務の廃止等)、

- ②廃掃法(廃棄物処理計画の公表義務の努力義務化等)、③障害者総合支援法 (市町村障害福祉計画に係る都道府県の意見聴取の廃止等)、④都市計画法(市 の都市計画決定に係る知事への同意を要する協議の同意を要しない協議化等)、
- **⑤辺地法**(市町村の総合整備計画の策定義務の努力義務化等)などであった。
- ①地方自治法では、「基本構想の策定義務に係る規定は、廃止されたが、市総合計画の策定に当たり、議会においては基本構想は必須との認識がある」な

どの回答があった。

- ②廃掃法では、「努力義務となっても公表や住民意見は必要であることから実施している」などの回答があった。
- ③障害者総合支援法では、「計画に定めるべき事項(必須事項)については引き続き県の意見聴取が必要であり、事務負担軽減や期間短縮等につながっていない」などの回答があった。
- **④都市計画法**では、「今回の改正により、現時点で大きく変化を感じる点はない」などの回答があった。
- **⑤辺地法**では、「財政措置を受けるためには、総合整備計画の策定は不可欠であるため、事務の軽減化にはつながっていない」などの回答があった。

4 都道府県から基礎自治体への権限移譲に関する調査結果(調査4)

<対象団体>

全都道府県(47)、全指定都市(20)、県庁所在の市(指定都市を除く)及び新宿区<math>(32)、都道府県が抽出した $5\sim10$ 万人規模の市(47)及び $1\sim2$ 万人規模の町村(47)

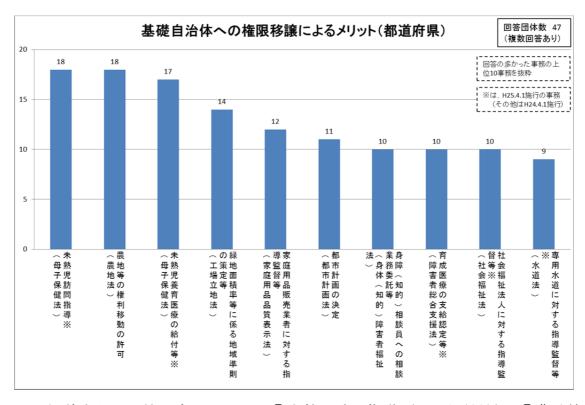
<調査内容>

第2次一括法等により都道府県から基礎自治体へ権限移譲された事務について、次の項目 を調査(自由記述方式)。

- (1) 基礎自治体への権限移譲によるメリット
- (2) 基礎自治体への権限移譲に伴い生じた課題
- (3) 移譲権限を運用する際の工夫

(1) 基礎自治体への権限移譲によるメリット

ア 都道府県

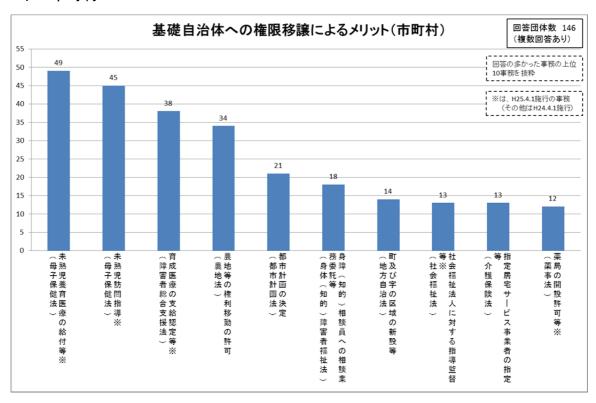


都道府県で回答の多いものは、①未熟児訪問指導(母子保健法)、②農地等 の権利移動の許可(農地法)、③未熟児養育医療の給付等(母子保健法)、④緑 地面積等に係る地域準則の策定等(工業立地法)、⑤家庭用品販売業者に対す る指導監督等(家庭用品品質表示法)などであった。

①未熟児訪問指導では、「市町村で母子保健に関する事務を一貫して行えるようになった」、「窓口が市町村となり、住民の利便性が向上した」、「早期の実態把握が可能となり、支援対象者への迅速な対応が可能となった」などの回答があった。

- ②農地等の権利移動の許可では、「市町村で許可事務が完結することで許可ま での期間短縮が図られ申請者の利便性が向上した」などの回答があった。
- ③未熟児養育医療の給付等では、「窓口が市町村となり、住民の利便性が向上 した」、「市町村で母子保健に関する事務を一貫して実施できるようになった」 などの回答があった。
- ④緑地面積等に係る地域準則の策定等では、「市独自の施策に即し、必要に応じて地域準則を設定できるようになった」、「工場新設の届出を立地場所に近い市に届け出ることができるようになり、事業者の利便性が向上した」などの回答があった。
- ⑤家庭用品販売業者に対する指導監督等では、「市に権限移譲することで、都道府県は町村部の立入検査に専念することができた」、「市が事務処理を行うことで、市域内の住民からの情報提供に基づく迅速な対応が可能になった」などの回答があった。

イ 市町村

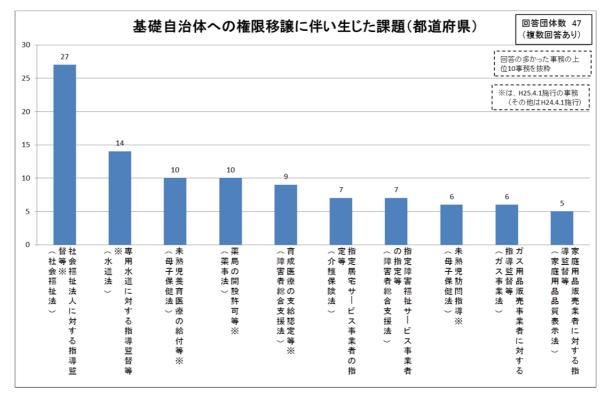


市町村で回答の多いものは、①未熟児養育医療の給付等(母子保健法)、② 未熟児訪問指導(母子保健法)、③育成医療の支給認定等(障害者総合支援法)、 ④農地等の権利移動の許可(農地法)、⑤都市計画の決定(都市計画法)など であった。

- ①未熟児養育医療の給付等では、「窓口が市町村となり、住民の利便性が向上した」、「他の事業と併せて、市町村で母子保健に関する事務を一貫して実施できるようになった」、「申請者の同意があれば課税情報を庁内で入手することができるため、課税証明書の省略が可能となり申請者の負担軽減につながった」などの回答があった。
- ②未熟児訪問指導では、「市町村で母子保健に関する事務を一貫して実施できるようになった」、「窓口が市町村になることで、住民の利便性が向上した」、「医療機関等との連携で、市町村で早期の未熟児の把握が可能となり、支援対象者への早期対応が可能となった」などの回答があった。
- ③育成医療の支給認定等では、「窓口が市町村となり、住民の利便性が向上した」、「他の事業と併せて、障害児に対し市町村で一貫して支援できるようになった」、「市町村で要否判定できるようになり、処理期間が短縮された」などの回答があった。
- **④農地等の権利移動の許可**では、「市町村で許可事務が完結することで許可までの期間短縮が図られた」などの回答があった。
- **⑤都市計画の決定**では、「都道府県への協議等が不要になり事務手続きに要する期間が短縮された」、「地域の実情に応じたまちづくりを行うための都市計画決定ができるようになった」などの回答があった。

(2) 基礎自治体への権限移譲に伴い生じた課題

ア 都道府県

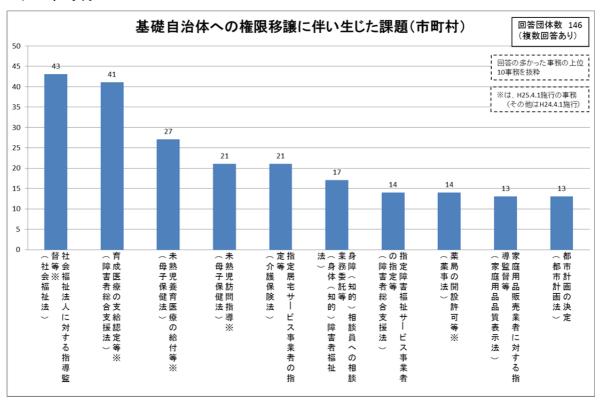


都道府県で回答の多いものは、①社会福祉法人に対する指導監督等(社会福祉法)、②専用水道に対する指導監督等(水道法)、③未熟児養育医療の給付等 (母子保健法)、④薬局の開設許可等(薬事法)、⑤育成医療の支給認定等(障害者総合支援法)などであった。

- ①社会福祉法人に対する指導監督等では、「社会福祉施設の指導監査は引き続き都道府県で実施するため、市の法人監査の実施時期との調整が課題」、「指導監査業務等のノウハウの移管が課題」などの回答があった。
- ②専用水道に対する指導監督等では、「指導監督業務等のノウハウの移管が課題」、「自治体間で事務の取り扱いに差が出る可能性がある」などの回答があった。
- ③未熟児養育医療の給付等では、「給付事務に係るノウハウの移管が課題」、「認定審査体制など小規模市町村における体制整備が課題」などの回答があった。
- ④薬局の開設許可等では、「従来どおり都道府県が処理する事務(薬局機能情報変更届等)が残り、事業者の負担が増えた」、「薬局に付随する権限が都道府県と保健所設置市に分散するため、都道府県と保健所設置市の連携が課題」などの回答があった。

⑤育成医療の支給認定等では、「小規模市町村においては、支給認定に係る医学的判断を行う体制整備が課題」などの回答があった。

イ 市町村



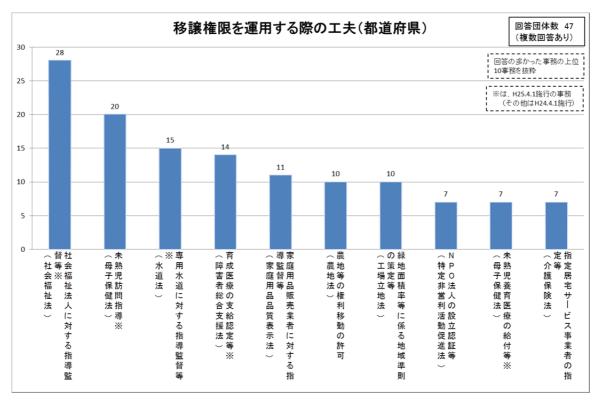
市町村で回答の多いものは、①社会福祉法人に対する指導監督等(社会福祉法)、②育成医療の支給認定等(障害者総合支援法)、③未熟児養育医療の給付等(母子保健法)、④未熟児訪問指導(母子保健法)、⑤指定居宅サービス事業者の指定等(介護保険法)などであった。

- ①社会福祉法人に対する指導監督等では、「指導監査業務等のノウハウの蓄積 が課題」、「市単独では処理件数が少なく事務執行体制の維持が課題」などの 回答があった。
- ②育成医療の支給認定等では、「支給認定に係る医学的判断を行う体制整備が 課題」、「審査事務のノウハウの蓄積が課題」などの回答があった。
- ③未熟児養育医療の給付等では、「人員削減の中で移譲事務の人的負担が大きい」、「養育医療のうち4分の1を自治体が負担する必要があり財政負担が増えた」などの回答があった。
- ④未熟児訪問指導では、「訪問指導を行う保健師が不足し1人あたりの業務量が増大している」、「効果的な支援のため医療機関や都道府県保健所との連携が課題」などの回答があった。

⑤指定居宅サービス事業者の指定等では、「事業所指定事務や指導監督のノウハウの蓄積が課題」、「事業所指定や指導監督を実施するために必要な人員の確保が課題」などの回答があった。

(3) 移譲権限を運用する際の工夫

ア 都道府県

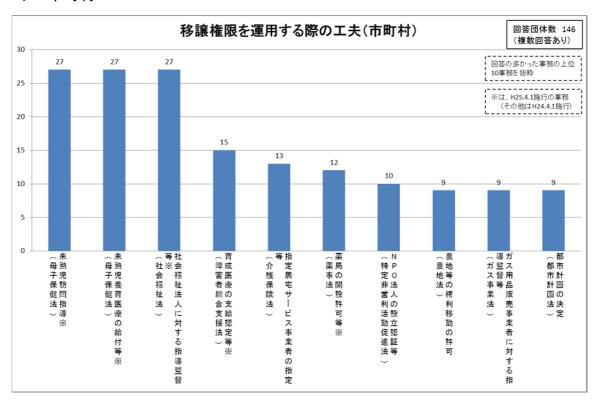


都道府県で回答の多いものは、①社会福祉法人に対する指導監督等(社会福祉法)、②未熟児訪問指導(母子保健法)、③専用水道に対する指導監督等(水道法)、④育成医療の支給認定等(障害者総合支援法)、⑤家庭用品販売業者に対する指導監督等(家庭用品品質表示法)などであった。

移譲権限を運用するに当たっての工夫の内容としては、各事務に共通するものとして、事務処理マニュアルの作成、担当職員による勉強会の開催、県・市町村間の人事交流などの回答が多かった。

そのほか、社会福祉法人に対する指導監督等では、「社会福祉施設に係る指導監督は引き続き都道府県で行うことから、市が実施する法人監査と日程を同日にするよう調整し、法人の負担軽減に努めている」などの回答があった。

イ 市町村



市町村で回答の多いものは、①未熟児訪問指導(母子保健法)、②未熟児養育医療の給付等(母子保健法)、③社会福祉法人に対する指導監督等(社会福祉法)、④育成医療の支給認定等(障害者総合支援法)、⑤指定居宅サービス事業者の指定等(介護保険法)などであった。

移譲権限を運用するに当たっての工夫の内容としては、各事務に共通するものとして、事務処理マニュアルの作成、担当職員による勉強会の開催、県・市町村間の人事交流などの回答が多かった。

そのほか、未熟児訪問指導では、「引継ぎに当たっては、従来訪問指導を行っていた都道府県保健師に同行訪問を依頼することで、支援の円滑な継続に努めている」などの回答があった。

5 条例による事務処理特例制度の活用状況等に関する調査結果(調査5)

<対象団体>

下記調査項目(1)及び(2):全都道府県(47)

下記調査項目(3)から(5):全都道府県(47)、全指定都市(20)、県庁所在の市(指定都

市を除く)及び新宿区(32)、都道府県が抽出した5~10

万人規模の市(47)及び1~2万人規模の町村(47)

<調査内容>

条例による事務処理特例制度(地方自治法 252 条の 17 の 2)により都道府県から市町村へ権限移譲された事務について、次の項目を調査((3)~(5)は自由記述方式)。

(1) 条例による事務処理特例制度の活用状況

※法令を根拠とする事務で、事務処理特例条例により実際に市町村に移譲している事務を条項単位で調査。なお、都道府県条例を根拠とする事務及び権限移譲を伴わない単純な経由 事務は、調査対象外。

(2)権限移譲に係る取組状況

※事務移譲計画等の策定の有無、パッケージ方式の導入の有無等

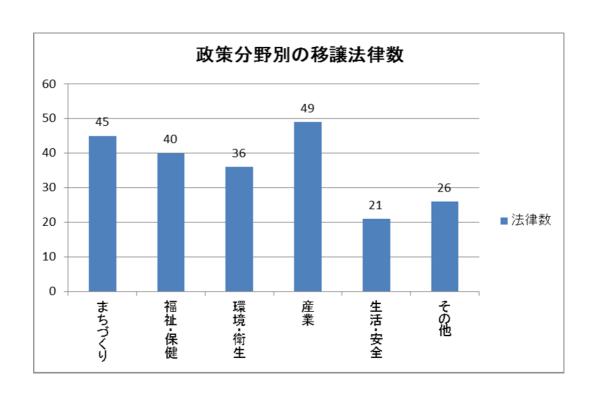
- (3) 権限移譲によるメリット
- (4)権限移譲に伴い生じた課題
- (5) 移譲権限を運用する際の工夫

(1) 条例による事務処理特例制度の活用状況

※H20調査…平成20年4月1日現在の移譲実績の調査結果

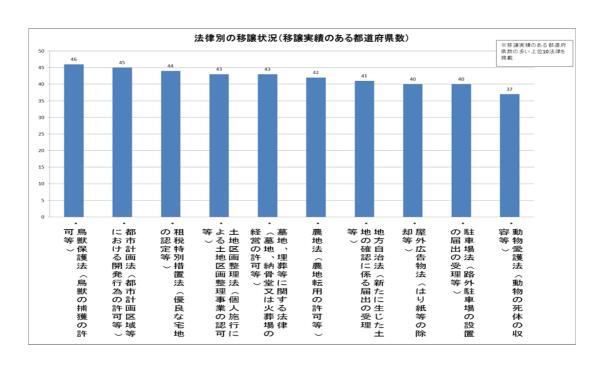
ア 政策分野別の移譲法律数

平成 25 年4月1日現在で移譲実績のある法律を政策分野別に見ると、まちづくり分野(都市計画法、土地区画整理法、農地法等)で45 法律(H20 調査:43 法律)、福祉・保健分野(児童福祉法、医療法、薬事法等)で40 法律(H20 調査:34 法律)、環境・衛生分野(鳥獣保護法、墓地、埋葬等に関する法律、動物愛護法等)で36 法律(H20 調査:35 法律)、産業分野(土地改良法、商工会法、商工会議所法、工場立地法等)で49 法律(H20 調査:45 法律)、生活・安全分野(火薬類取締法、液化石油ガス保安法、消費生活用製品安全法等)で21 法律(H20 調査:20 法律)、その他分野(租税特別措置法、地方自治法、国有財産法、旅券法、特定非営利活動促進法等)で26 法律(H20 調査:24 法律)の合計217 法律(H20 調査:201 法律)となっている。



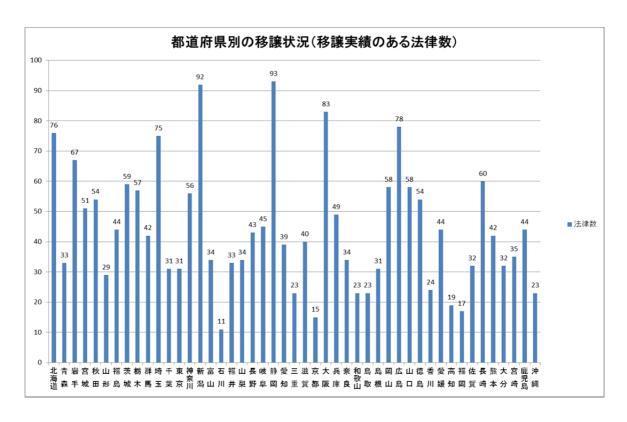
イ 法律別の移譲状況(移譲実績のある都道府県数)

法律別に、移譲実績のある都道府県数を見ると、多い順に、①鳥獣保護法(鳥獣の捕獲の許可等)は46団体(H20調査:46団体)、②都市計画法(都市計画区域等における開発行為の許可等)は45団体(H20調査:43団体)、③租税特別措置法(優良な宅地の認定等)は44団体(H20調査:44団体)、④土地区画整理法(個人施行による土地区画整理事業の認可等)及び墓地、埋葬等に関する法律(墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等)は43団体(H20調査:土地区画整理法、墓地、埋葬等に関する法律ともに43団体)となっている。



ウ 都道府県別の移譲状況(移譲実績のある法律数)

都道府県別に、移譲実績のある法律数を見ると、多い順に、①静岡県が 93 法律 (H20 調査: 86 法律)、②新潟県が 92 法律 (H20 調査: 65 法律)、③大阪 府が 83 法律 (H20 調査: 37 法律)、④広島県が 78 法律 (H20 調査: 77 法律)、 ⑤北海道が 76 法律 (H20 調査: 68 法律) と続き、1 都道府県あたり平均約 44 法律 (H20 調査: 約 40 法律) となっている。



<参考>上記ア~ウの移譲状況の詳細は以下のとおりである。

E A	分割		まちづくり	(45法律)																							
计争办	法律名		屋外広告物法	海岸法	河川法	軌道法	急傾斜地の崩壊による災害の防 止に関する法律	近畿圏の保全区域の整備に関 する法律	景観法	建築基準法	建築物の耐震改修の促進に関 する法律	公営住宅法	公有水面埋立法	公有地の拡大の推進に関する法律	(旧)高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	高齢者、身体障害者等の移動等 の円滑化の促進に関する法律	高齢者の居住の安定確保に関 する法律	港湾法	国土利用計画法	古都における歴史的風土の保存 に関する特別措置法	自然公園法	住宅地区改良法	(旧)住宅地造成事業に関する法律	首都圈近郊緑地保全法	森林法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別 措置法	宅地造成等規制法
团块	¥#	ž.	40	e	က	-	8	2	3	7	-	-	®	30	-	28	=	2	21	69	4	12	2	က	22	7	27
光雀			0										0	0		0	0					0			0		0
丰	*	-	0			\dashv			П	Н		0	0		0			Н			Ť	0		Н	Ť		Ť
	-		0	-	-	\dashv			H	H		-	H	0			0	Н	0		0	H		Н	0		0
回数		¥ H	0 0			-	0		-	\vdash		-	-	0		0	0	Н	0		-			Н	-		\vdash
∃ ∃		£	0			-		ļ	H	\dashv		_	H				_	Н	0		H	\vdash		Н	\vdash		\vdash
		ul .	0	_		_			L			_		0				Н	0								0
採	1	-	0						L			_				0		Ц	0		0			Ш	0		0
粮	+	+	0							0				0		0	0		0						0		0
推		£	0						Γ					0				П	0						Ť		0
		Ħ	0		-	-			0	0		-	Н	0		0	0	Н	0		\vdash	0		0	0	0	0
<u>₩</u>		账	0	-		-				Н		-				0		Н	$\stackrel{\smile}{-}$					0	\vdash		0
		-	0 0		0	-			H	0		-	$\left \cdot \right $			0	-	Н	0	0	\vdash	-	0	0	-	0	0
推	ğ		0	_	_				L	\sqcup		-		0		0	0	Н	0		0	0			0		0
Hol}	=	1	0							П						0											0
Æ		₹							0									П									Γ
₩ ———		#	0	\dashv	\dashv	\dashv			\vdash	Н		-	0	0		<u>_</u> _		Н	0		Н	Н		Н	0		H
 		無	0 0	-		-			H	\vdash		-	\vdash	0		0	-	Н	-		\vdash	0		Н	-		0
盛		-	0	\dashv	-	\dashv		<u> </u>	H	Н		L	Н			0	0	Н	0		0			Н	0		0
4		E	0		_	_		ļ	L	Ш		_		0		0	0	Н	0		0	0			0		0
阚	4	₹	0											0		0					0						0
11	H	н														0											
拠		K K	0			\dashv				H			Н				<u> </u>	Н	\dashv	0		\forall			0		0
点 大		砂	0			-						-	\vdash	0			0	Н	\exists		\vdash			Н	\vdash		۲
		<u>₩</u>	0 0	-	0	\dashv		0		0		-				0		H	0		0	0	0		-	0	0
₩		nK	0	_	_	_		0	<u> </u>			_		0		0		Н	_	0	0			Щ	0	0	0
	影 =	3	0																0			0			0		
alę		¥	0																0						0		
- AL		-	0						Н	0		-	0			0		Н				\exists			0		F
		== ∃	0	-		-			\vdash	\vdash		_		0				Н	\dashv		_			Н	0		0
-E		ユ 	0 0	0	0	-	0		-	\vdash	0	-	0	0		0	0	Н	-		0	0		-	0		0
千		岨	0	_	_	_			_			_	0	0		0		Ш	0		0	0			0		0
Ka	Ξ	≡]												0		0											L
劇	單	鮗	0										0	0		0			0						0		0
恒		 ₹				\exists		ļ	\vdash	\vdash		-		0				Н			0	\exists		Н	Н		H
		-	0	-	-	\dashv						-		0				Н	-								┝
一.	4	風	0 0	0	-	\dashv				H		_		0		0	0	0	\dashv		0	\dashv			0		H
栏		(0	-	0			-	\vdash		-	0	0				0				-					H
К	1	'n	0							Ш				0				Ш	_			Ш					0
	Ą	誓																	0		0				0		
[H]		ur I	0	ļ	ļ	- 1								0		0	l					0					C

连 網				0			0			0		0	0	0		0			0		15 6				0
聖 四				Ť		<u> </u>	-			0	0	0		0	0	0				0	2	Н			0
K &		П		0			┢	П		0		0		0		0						П	0	П	0
能本				0			Г			0		0		0		0	0				Ξ				0
単 塩				0						0		0		0	0	0				0	14			0	0
佐 賀				0						0				0		0					7				
施 匪										Ш											2	Ш			0
恒 田				L			_			Ш						0					က	Щ		Ш	_
愛 騣				0			_	Ш		0		0	_	0		0					12	Щ		Ш	0
# =		Н		0		<u> </u>	-	Н		0			_	0		0					9 7	Н		Ш	0
福 唱	0	Н	0	0			-	Н	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	18 22	Н	0	H	-
祖 日 日		Н		0		_	0	Н		0		0		0	0	0					17 1	Н		Н	0
題 日		0		0	0	-				0		0		0	0	0					12 1	Н			0
島 根				0	<u> </u>	-	-	Н		0		0		0		0					01	Н		Н	
4 段				\vdash		\vdash	-	Н		0		Н		0	0	0				0	∞	Н		Н	\vdash
左談 日										0		0		0	0	0			0		2				
茶 良				0			Г			0											Ξ	П	0	0	0
兵 庫				0		0				0	0			0		0					14				
大 阪			0	0				0		0		0	0	0	0	0	0	0	0		23				0
岳 韓		Ш		0		ļ		Ш		0				0							വ	Ц		Ш	Ш
滋 賀				0			_			0				0	0	0					6				
11 🕮		Ш		0		<u> </u>	_	Ш		0		_		0		0					2	Н			0
搬 田		Ш		0		<u> </u>	<u> </u>	Ш		0		0	_	0	0	0				0	9 12	Н		Ш	0
幸 国		Н	0	0			-	Н	0	0		0	0	0 0	0	0	0		0	0	14 19	Н	0	H	0
野一一一一一		Н		0			_	Н		0		0		0		0					1 0	0	0	\vdash	0
→ ※		Н		0		-	-	Н		0		0		0		0					- 8			H	H
福 井				0			0			0		-		0	0	0					=				
₩ ≡				0				П		0				0							4	П			
臣 助				0						0				0		0					7				
推 嘿			0	0	0		0		0	0		0	0	0	0	0	0				21		0		0
# 崇三				0		<u> </u>				0		0	0	0		0					13	Ц	0		0
東京		Ш		L			_	Ш		0		0		0		Ш			0		9	0		Ш	
十		Н		0			<u> </u>			0		0	_	0		0					2	Н	0	Ш	0
埼玉		Н		0	ļ		-	Н		0		0	0	0		0		0	0	0	21	Н	0	H	0
振 · 木		Н		0		-	0	Н		0		0	0	0	0	0					6 91	Н		H	0
松 城		Н		0		 	H	Н		0		H	_	0	0	0	-				=	Н		H	Н
福島		Н		0		-	-	Н		0		0	0	0		0					- 2	0	0	Н	0
4 年 二		Н		0		\vdash		П		0		0		0	0	0					∞	Н		Н	\vdash
秋田		0		0			Г	П		0				П	0	0					=	П			Н
宮城				0						0		0		0	0	0	0				Ξ			П	0
班 半				0	0					0				0		0				0	14				0
青 株		Ш	0	L			L	Ш		0		0		0	0	0					Ξ	Ш		Ш	Ш
北海道		Ш		0		_	L	Ш		0		0		0	0	0					4	Ц			0
回体教	-	2	re	9	m	-	r.	-	4	45	2	59	2	43	21	42	9	က	7	6		က	9	2	78
法律名	地域における多様な需要に応じ た公的賃貸住宅等の整備等に 関する特別措置法	地すべり等防止法	地方拠点都市地域の整備及び 産業業務施設の再配置の促進 に関する法律	駐車場法	中心市街地の活性化に関する法 律	長期優良住宅の普及の促進に 関する法律	道路法	特定都市河川浸水被害対策法	特定優良賃貸住宅の供給の促 進に関する法律	都市計画法	都市計画法及び建築基準法の 一部を改正する法律	都市再開発法	都市緑地法	土地区画整理法	農業振興地域の整備に関する法 律	農地法	被災市街地復興特別措置法	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	密集市街地における防災街区の 整備の促進に関する法律	流通業務市街地の整備に関する 法律	まちづくり分野(小計)	あへん法	あん摩マツサージ指圧師、はり 師、きゆう師等に関する法律	医師法	医療法
分野	まちづくり (45法律)																					du l	(40法律)		

世	- 200							0		0	0	0				0			0							
К	☆	_				П		0		0						0					0				0	П
豱	₩									0	0	0									0					
岷	雪					Ш			0	0	0					0				0	0				Ш	
布	‴	0				Ш		ļ								0									Н	-
煙	匪					H		ļ	\vdash		0	0								_	0			0	Н	
	媛田	-				\vdash		0	\vdash		-					0		-		-	0	0		0	Н	-
	Ξ	0				Н		0	\vdash			-					-	\vdash		\vdash	0				0	
育		<u> </u>				Н		0	Н							0	0			-					0	
∃	П					П				0	0							0							0	
Ą	岨	0			0		0	0								0	0		0	0	0		0			
匿	∃	0						0								0	0		0	0			0			
岨	展	0				Ш		ļ	Ш							0	0	Щ							Ц	
<u>u</u> į	<u>H</u>	0				Н			\vdash			0						-			-				Н	
						Н		0		0		_				0	9	0		-	-				Н	H
	<u>₩</u>	0				\vdash		-	H	-	-	Н				0			0	Н	\vdash		Н		Н	H
 -	殿	0				Н			\vdash	Н		0				0	0	\vdash	0	0	\dashv		Н	0	H	Н
岷	参	_				П			П									H			\Box		П		П	Н
摂	鴽							0								0							0		0	
Ш	101		0													0								0	0	
幽	五							Ĺ				0				0									Ш	
#	匪	_						-			0					0				0	-				Н	-
	마	-				\vdash	ļ	0	\vdash		_							\vdash		-	0			0		
 	業	_	0			\vdash		0	\vdash			0		0	0	0	-	\vdash		-	0		\vdash		0	0
	#					Н			\vdash			-						\vdash			\vdash				0	-
怕	Ξ					П			П																H	
(in E	∃	0				П		0								0					0			0	0	
推	唌	0										0				0	0				0			0	0	
本 作	έΞ ———			0	0	Ш		<u> </u>		0	0	0	0	0	0		0	Ц			0		Ш		Ш	
<u>₩</u>		_	0					<u> </u>	Ш			0													0	
+		_	_			H		0	-							0	0		0	-						-
	<u></u>	0			0	\vdash	0	İ	\vdash	-	-	0				0	0	0		-	0		\vdash		0	\vdash
		0	Н			Н		0	Н			0				0	0	\dashv	0	-	0		Н		0	\vdash
**	翼	0				П			Н			0				0	0			0					0	
幅	al?		0					0	П												0	0		0	0	0
Ξ	単															0										
数	Ш	0				Ш			Ш	Ш						0	0	Ц	0	Ц	Ц		Ш	0	Ш	Ш
[H]	其	0														0		\square			0				\sqcup	\vdash
並	#			0		0		ļ	\vdash	0		0				0		\dashv		\vdash	0		$\vdash \vdash$			Н
	₩ * 畑	0	\vdash			\vdash			\vdash		H	-				\vdash	0	\vdash		\vdash	-		\vdash	0	0	\vdash
		-		7				5		_		14		7		29	_	3		_	20		e			
图幕	: 黎	19	4	~	ო	-	70 #A		2	8	8	_	ти —		1 2	7	7	"	60	9	2	7	69	=	17	2
法律名	1 L	介護保険法	覚せい剤取締法	看護師等の人材確保の促進に 関する法律	感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律	健康增進法	健康保険法等の一部を改正する 法律(平成18年法律第83号)の 規定による改正前の健康保険法	原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律	歯科医師法	歯科衛生士法	歯科技工士法	児童手当法	児童手当法の一部を改正する法律 (平成24年法律第24号) の規定による改正前の児童手当法	平成22年度における子ども手当 の支給に関する法律	平成23年度における子ども手当 の支給等に関する特別措置法	児童福祉法	社会福祉法	柔道整復師法	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律	身体障害者福祉法	診療放射線技師法	(旧)診療放射線技師及び診療 エツクス線技師法	生活保護法	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律	戦傷病者特別援護法	大麻取締法
		福祉·保健			n							-1	. 11- 83				-5"	1								H

		6		10	⊕ E		-	Į	Ħ	¥	#	¥	 		¥	 (jc	∓ ⊢	 Ig	Щ	#	FE #	· II	#	10	+	 Lt	 Ki		Ð	Œ	 t	#======================================	K	堆		<u></u>		31 40	+	[0	[_
分野	法律名	¥ E	(供	_				=						t KK	Ē									*	·····		K 		R	Ī				K				Ĕ	<		"三	
		数		- <u> </u> -	手減	#*	- 半	al?	対		<u></u> 三	H 			喱	<u> </u>	Ξ	# #	盘	마	距	本	置	粹	뗞	<u> </u>	 ⊒	<u> </u>	根	E	二 岷	 	Ξ	繋	4	面 ബ	雪雪	₩	尔	 雪	電響	mm)
福祉・保健	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律	4	0																				0													0	_		0			
(40法律)	保健師助産師看護師法	7	0	Ť	0	_	L					-	-	0	0			-				-	_		Г		0	_			\vdash	-	-		H	-		0		Ī	0	1
	母子及び寡婦福祉法	13	0		-	0	0					_	_	0		0	۲	0		0	0		_			0	-	_		0	-	0				-	0					
	母体保護法	ဖ	0		-	0	_			Г		<u> </u>	-		0	Г	-	-			0	_	_		Г	\vdash	-	_	_		0	_	-	0		-				\vdash	-	
	麻薬及び向精神薬取締法	4			-	_		0				_	0					-	0			0	_		Г		-	_			-	_	-			_						
	民生委員法	9	0	ř	0	0	0				ř	0	-	_	0		-	-	0		0	-	0			0	-	_		0	0	_	-			0	0			0	-	1
	薬剤師法	-			-	_						_	_	_				_				_	_				0				-	_	-			-	_	_				
	薬事法	25	0		0			0		0	0	0	0	0	0	П	H	\vdash	0		0	0	0		0	0	0			0	0		0	0	0	0				Н		0
	薬事法の一部を改正する法律 (平成18年法律第69号)の規定 による改正前の薬事法	2																			0		0																			
	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を図るための医療法等の一部を改正する法律	4												0					0		0										0											
	老人福祉法	17	0			0	_		0		Ĭ	0		0	0	0	Н			0	0		\vdash		0	0	\vdash		0	0	0		-			\vdash	0	0		Н		
	福祉·保健分野(小計)		12		10 5	6	က	12	7	은	3	14 8	9	17	14	∞	0	2 2	15	9	13 7	4 7	∞	0	2	7	11 3	2	4	12	16	5 5	9	∞	က	7 9	1 -	7	∞	4	2	4
環境·衛生		10	0	\vdash	\vdash	0				H	$\vdash \vdash$	\dashv	-	Щ	0	\Box	H	0 0			0	-	0		0	\dashv	\dashv	-			\dashv	\dashv			\neg	\dashv	-	0	0	\exists	\dashv	
(36法律)	温泉法	2		\dashv	\dashv	-	\dashv				\dashv	\dashv		0	0		\dashv	\dashv	0		-	-	_		\neg						0	-	-		\exists	\dashv	-			\neg	-	-
	化製場等に関する法律	23	0	0	0	0	0		0	\dashv	\dashv	0	4	0		0	\dashv	0	0	0	0	0	_		\exists	\dashv	\dashv	0	\Box	0	0	0	-	0	0	0	0	_		\dashv	0	-1
	環境基本法	9	0	\dashv	\dashv	-	_[\dashv	\dashv	\dashv	-	_	0			0	_		0	-	_	0	0	\dashv	\dashv	_			\dashv	\dashv	-		\neg	\dashv	\dashv			\neg	-	-
	クリーニング業法	2		\dashv	\dashv	0	_[\dashv	\dashv	\dashv		_	0	\dashv	\dashv	\dashv	_		\dashv	-	_			\dashv	\dashv				0	0	-		\neg	\dashv	0			\dashv	\dashv	-
	建設工事に係る資材の再資源化 等に関する法律	7		Ť	0				0]																							
	建築物における衛生的環境の確 保に関する法律	19	0			0		0		0		0	0	0	0				0		0		0				0				0	0					0	0		0	0	
	建築物用地下水の採取の規制 に関する法律	-										0																														
	公衆浴場法	က		-	-	0	_				-	-									-					-	-				0	0	-			-	_				-	
	湖沼水質保全特別措置法	-			-	_			0		\dashv	-	_			\neg	\dashv	-			-	-	_			-	-				-		-			-	_				-	
	死体解剖保存法	2			-		_					0		_				-	_		0	-	_			_	-	_			_				7	-	-			\neg	-	-
	净化槽法	33	0		0	0	0	0	0	0	0	0	-		0	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		0	0	0		0	-
	食品衛生法	က		\dashv	\dashv	-	-			\dashv	\dashv	\dashv	0	_		\neg	\dashv	\dashv	_		\dashv	0	_		\exists	\dashv	\dashv	_			\dashv		-		\neg	-	0			\dashv	\dashv	-1
	振動規制法	2	0	\dashv	\dashv	0	_			\dashv	\dashv	\dashv	-	_	0	\neg		0	_		0	-	0		0	\dashv	-	_			7	-	-			\dashv	\dashv	0	0		+	-
	水質汚濁防止法	7			0	-				+	+	0	-	4			-				\dashv	+			0		-	-+	_	0			-	\Box	\top	0	\rightarrow	_			\rightarrow	_
	水道法	33		0	0	0	0		0	0	1	0	4	_	0	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	-+	0		0	0	\dashv	0		0	0	0	
	瀬戸内海環境保全特別措置法	4		\dashv	\dashv	\dashv	\dashv			\dashv	\dashv	\dashv	_	4		\neg	\dashv	\dashv	4		\dashv	-	\dashv		0	-	-	_		0	0	0	_			-	_	_		_	-	\neg

 	光唱 羅					0		0		0								0				0					T
[H]	讆		T			0		0		0			Γ	0	İ		П	T	T	٠	0	0					t
К	尔	0				0	0	0					П				П	0	T		n						Ť
貀	₩	0	Г	0		0				0		0	Г				П	T	1		ת ה						t
₩ 	讆	_				0	П	0					П				\Box	0	T		0						t
柏	智	T-	0	0		0							Г			0			T	,	-						1
煙	題	T-	Г	П		0		0		0			\vdash						T		0						İ
100	栞		Г			0		0					Г				П		T	٠	0						1
鹇	巖	<u> </u>	T	П		0		0					\vdash				П		T		0						İ
КШ	Ξ	_				0		0									\Box	0	T	٠,	4						1
梅	al?	_		П		0		0					\vdash		T	0	H		T	,	0						1
Ξ.	П	_		П	0	0	T	0					\vdash		↾		0	1	0 0	5 5	7						1
	ali?	+	0	0		0		0		0		0	0			0	0	0	0 0	o i	- 7	0		-		0	1
	Ŧ	\top	T	0		0	П	0		0		0	0		0		Н	o	\dagger	-	7		0				†
	展	-	-	Н		0	\vdash						\vdash		\vdash			0	$^{+}$		າ		-	-			t
<u>-</u>		+	\vdash	Н		0	\vdash						\vdash		\vdash		H		\dagger		n			-			t
		+		Н		0		0					\vdash					0	+		0						†
₩ 	- 世	+	-	H		0	\vdash	0			l		\vdash		\vdash		-	0	+	r					Н		1
		+	0	0		0	\vdash	0	0	0	l		\vdash	0	\vdash				+		2		\vdash		\vdash		+
 K	展	0	+	-		0		0	ļ -	0	l	0			0				+				\vdash		\vdash		+
	神	Ť	Ť			0	\vdash			0	l	ا ا	\vdash		Ť				+		- -				\vdash		†
拠	經	0	-	H		0	\vdash	0					0		\vdash				+			0	\vdash		\vdash		+
 	100	Ť	+	H		0	\vdash	0					Ť		\vdash				+	,					\vdash		+
	出	+	-	Н		0	\vdash	0		0			\vdash		\vdash		-		+	١,				-	Н		+
幸	匿	0	0	0		0	\vdash	0		0	 	0	\vdash		\vdash				+	9			Н	0	\vdash	0	+
	 	Ť	H	0	0	0	\vdash	0		ļ	l	<u> </u>			\vdash				+	-	- 0		\vdash		\vdash		+
	垂	+	-	H		0	\vdash	0	-	0			0		-		-		+				\vdash	-	\vdash		+
— —— —		0	-	Н		0	\vdash	0		<u> </u>	<u> </u>		H		\vdash	ļ			+	7				-	\vdash		+
	#	0	-	0		0	\vdash					0	-		0				+	-	=			-	\vdash		t
-₩ **	Ξ	+	┝	H		0	┢	0			ļ		-		-				+	-			-	-	\dashv		+
[OH	_ =	+	-	H		0	\vdash	0		0			0		-				+				-	-	-		+
		0	╁╌	Н		0	\vdash	0		0	l	l I	0		-				+			0	_	-	-	0	t
≠ ℓ		+	┝	0		0	\vdash	0		0		0	0		\vdash		\vdash	\dashv	+	7		-	-	-	Н		$^{+}$
	中	+	-	0			\vdash						-		-		\vdash		+	-	4		_		\dashv		t
— K		+	-			0	\vdash	0			0		⊢		\vdash				+	-			-	-	\vdash		+
H-	#K	+	0	0		0	\vdash	0		0	-		\vdash		0				+	_	0		-	-	-		+
	H	+-	10				\vdash					0	-			0		-	+	-			-	-	-		+
華		+	-	Н		0	\vdash	0		0	ļ	ļ	\vdash		-	ļ		0	+	-		$\overline{-}$	-	-	\vdash		+
	#3	+	-			0	\vdash			0	ļ	<u> </u>	-		_			\rightarrow	+	Ļ		0	\vdash	-			+
	一種	-	0	0		0		0		0		0	<u> </u>		0	0			+	-		0		-	0		+
	- 4月	+	-	Н		0	0	0			<u> </u>	ļ	0		-	ļ	-		+	1			-	-	Н		+
<u>=</u>		+	-			0	\vdash				ļ	-	\vdash		\vdash	ļ			٠,	,	o o			-	Н		+
	H	0	-	0		0	\vdash		ļ		ļ	0	\vdash		-			\rightarrow) ;			\vdash	-	\dashv		+
[19] nlc	其	+	-			0	\vdash	0		0	 	-	\vdash						+	;				\vdash			+
业	₩	+	0	0		0	\vdash	0		0	ļ	0	-		0	0	-		+			$\overline{-}$	\vdash	-	0		+
الا 	禁	+	-			 	\vdash				 		_		-				+			0	-		\vdash		+
		0	H	0		0	H	0		0		0	0				-	<u> </u>	+		-			0		0	+
图线	注	9	±1√1	16	2 9	46	2	37	#1	22	-	第 12	6	2 9	9	9	8	£ .	۳ (°	۳	ĥ	8		2	2	4	
计	Æ#4	騒音規制法	ダイオキシン類対策特別措置法	大気汚染防止法	地球温暖化対策の推進に関す 法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律	調理師法	動物の愛護及び管理に関する法 律	動物の愛護及び管理に関する法 律の一部を改正する法律	特定化学物質の環境への排出 量の把握等及び管理の改善の 促進に関する法律	特定空港周辺航空機騒音対策 特別措置法	特定工場における公害防止組織 の整備に関する法律	毒物及び劇物取締法	都市の低炭素化の促進に関する 法律	土壌汚染対策法	廃棄物の処理及び清掃に関す、 法律	美容師法	墓地、埋葬等に関する法律	京館業法 1914年	祖令買法 首本 作十八間 (中間)	填塊, 帽生分野(小町) 3 会社監管厂及2 権利間を	人会杯野寺に徐る権利関係の近 代化の助長に関する法律	卸売市場法	果樹農業振興特別措置法	家畜伝染病予防法	家畜排せつ物の管理の適正化 及び利用の促進に関する法律	
留	II R	福培・衛牛																				英	(律)			-	

	(唱	0	0		0																					0	
[H]	讆				\vdash			0	0		0			0			0				H		0	0			
	宋				0											0											
왩	₩	0	0	Г	0																Г		0	0			
展	讆	0	0		0				0		0			0	0	0					0		0	0			
柏	置	0	0		0	0								0	0	0					Г						
煙	匪																				Г						
100																					Г						
㈱	撥				0	0									0	0					Г					0	
Кш	Ξ		0												0	0					Г						
襭	岨		0		0	0									0	0					Г		0	0		0	
Ξ	П		Г		0	0	0	0	0		0								0		Г		0	0			
Ą	al?		Г		0				0	0	0				0	0					0						
囯	∃								0		0				0						0						
岨	根		Г												0	0					Г						
ФĘ	毌		0		0																						
平 縣									0		0																
椺	良																				Γ						
此	lal	0	0												0	0											
К	展				0	0			0		0		0	0	0	0					0					0	
岷	艳	0																									
類	智具										0						0										
11]	(B)																										
嘝	母		0		0	0								0	0	0										0	
牵	囯		0		0	0				0		0	0	0	0	0	0	0	0				0	0			0
每	마		0								0				0	0										0	
展	筁															0											
Ξ	黙								0		0																
幅	#				0																						
柏	≡																										
Hol}	<u>∃</u>	0														0					L						
推	煕		0		0			0				0	0	0	0						0		0	0	0		
年 你	έΞ			0	0	0										0					L		0	0			
₩	岷																				L						
+	綝		0																		L						
極	H		0	0	0				0						0	0										0	0
粬	ᄣ		0											0	0	0					L		0	0			
艳	K		0		0				Ш					0	0	0					0					0	
採	対	<u> </u>	0		0									0	0	0				_	L		0	0		0	
価	al?				Ш				0		0										L						0
Ξ	半	<u> </u>			Ш											0								Ш			
秋	Ш	<u> </u>	_		0				0		0									_	0						
[H]	其	L	<u> </u>	0	0	0			0		0				0	0	0			_	<u> </u>		0	0		Ш	
业	#	<u> </u>	_	_	0	0			0	0	0	\Box			0	0		Ш		_	0		0	0		0	0
#IE	楪	<u> </u>	<u> </u>		Ш			_							0	0				_	<u> </u>	0		0			
光雀	! 押				0	0			0		0			0		0				0	0		0	0		0	0
图袋	散	7	=	က	23	=	-	e	7	က	12	7	က	=	21	22	4	-	2	-	<u>ه</u>	-	5	₹	-	=	5
法律名		漁港漁場整備法	計量法	工業用水法	工場立地法	工場立地の調査等に関する法律 の一部を改正する法律	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律	国際観光ホテル整備法	採石法	持続性の高い農業生産方式導 入促進に関する法律	砂利採取法	獣医師法	獣医療法	商工会及び商工会議所による小 規模事業者の支援に関する法律	商工会議所法	商工会法	森林組合法	水産業協同組合法	青年等の就農促進のための資 金の貸付け等に関する特別措置 法	石油パイプライン事業法	大規模小売店舗立地法	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	中小企業団体の組織に関する法 律	中小企業等協同組合法	中小企業における労働力の確保 及び良好な雇用の機会の創出の ための雇用管理の改善の促進に 関する法律	中小小売商業振興法	電気工事業の業務の適正化に 関する法律
留	Ä ?	産業	5律)			., 0	, r- w:		[₩·/\	74	Male .	well .	INC. 414.	100	<u> </u>	-nr	. 15	V1 //C	1.10	. 13	1-2 00 44 000			3 大田		-2- 102

共 二	離	0		0							ľ											0		
		-				Н		\vdash			2		-				0	_	_	-	_	0		
	雪	ļ									2		<u> </u>	_			_		_	-		0		
_К		ļ		0		Ш		_			2		<u> </u>				ļ			ļ		0		<u> </u>
貀	₩	ļ				Ш					2		L				0	0		_	_	0		
	雪	0	0	0		Ш	0				7		L			0	0					0		ļ
- 柏	鴽	L.				Ш					0		L				0			_		0		
幅	匪	<u> </u>									-		L				0					0		
100	묲	0		0							2		L											
膨	꽳	0	0	0							∞						0					0		
Κш	Ξ										-						0					0		
頟	岨	0		0							9		0				0				0	0		
Ξ.		0					0	0			7		Г									0		
4	岷						0			0	9		Г									0		
題	Ξ		0			0	0		0		10		Г							Т		0		
	展										4		Т				0					0		
	₩					Н		П			2		H									0		
		H		Н		П					_		H	Н			0	\vdash		-	-	H		
		\vdash				Н		\vdash			0		\vdash				0	\vdash				0		†
	——— ——	0	0	0		Н		\vdash			6		\vdash				0	\vdash		-	-	0		
— <u>"</u>	展	0	0	0		\vdash	0	\vdash	0		=		⊢	0			0	0		-	_	0		0
一一一		Ĕ	H	H		\vdash	ٽ	\vdash			0		\vdash	Ĕ			0	\dashv		-	-	0		۲Ť
1년 類	部(0		0		\vdash		\vdash			2		\vdash	\vdash			0	\vdash	\vdash	\vdash	-	0	0	-
		Ľ				\vdash					0		-	-					_	-		0		
						\vdash		-											_	-	-	\vdash		
		0		0		Н					10 4		0	_			0		_	-	-	0		
- 4	囯	0	0	0		\vdash	0						0				0		_	-		0	0	
雪雪		0		0		Ш					7	0	-				_			<u> </u>	_	0		├
	<u>#</u>	<u> </u>		_		\vdash		-			2		<u> </u>	_		0	_		_	-	-	0		
	<u>₩</u>	0	0	0		\vdash		_			7		<u> </u>				0		_	ļ		0		
 Æ	#	0				Ш					4		<u> </u>				_	_	_	<u> </u>	ļ	0		<u> </u>
柏	Ξ_	<u> </u>		0		Ш		_			2		<u> </u>	_			_	_		<u> </u>		0		ļ
Hol}	Ξ_	0		0		Ш					4		<u> </u>				<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	0		ļ
	煕	0	0	0	0	Ш	0	0	0		13		L			0	0		0	_		0		
年 作	ĶΞ	0									4		L				0					0		
₩	岷					Ш					0		0	0	0			0		0	0	0		0
+	採	0		0							က						0					0		
極	H	0		0			0				8		Ĺ				0			L		0		
恭	脈	0	0	0			0				10		0				0			L	0	0		
桅	K	0	0	0							8						0					0		
茶	対	0		0				П			7		Γ				0	0	0			0		
₩	岨							0			2						0					0		
∃	ル	0		0		П					2		Г				0					П		
数	ш	0		0		П		П			2		0				0				0	0		
[H]	翼	0	0	0		П	0				-01		Г				0			Г		0		
	₩	0	0			П		0			- ω		Т					П	0			0		
 Hr	 (株	0				Н		Н			2		Т				0	Н				0		
光 袖		0	0	0		Н		0			6		\vdash	Н			0	\vdash	0	Г	_	0		
1 1 ±		82	<u>د</u>	22	-	-	2	ıç.	က	-	/	-	9	2	-	e	2	4	4	-	4	44	8	2
			習べ		8		帐		坮	8		法可等原法			鮰	糊		抵					形 記 記 記	[H]
计等分	₽± *	消費生活用製品安全法	生活関連物資等の買占め及び 売借しみに対する緊急措置に関 する法律	電気用品安全法	特定ガス消費機器の設置工事の 監督に関する法律	特定商取引に関する法律	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	武器等製造法	不当景品類及び不当表示防止 法	有害物資を含有する家庭用品の 規制に関する法律	生活·安全分野(小計)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	学校教育法	教育公務員特例法	教科書の発行に関する臨時措 法	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律	国有財産法	市町村立学校職員給与負担法	社会教育法	消防組織法	私立学校法	租税特別措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号) の規定による改正前の租税特別 措置法	地方教育行政の組織及び運営 に関する法律
當	J# C	生活·安全	(21法律)									その奇	(26法律)											

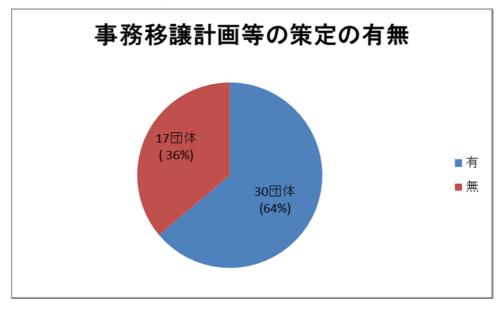
幅	田 第 章			0 0 0		0		0 0 0	0	0		0			5 6 7	29 44 59
	K 用 用) 		0 0 0 0			0	0000		0 0 0	0	0 0		0	7 6 9 6 3 11	9 57 42 75 31 31
# # 			0	0 0 0		0		0 0		0 0 0	0 0	0 0			1 7 10 4 1 3	1 56 92 34 11 33
中一一一一一一一	型			0 0		0	0	0 0		0	00000	0 0 0			5 3 6 10 7	34 43 45 93 39
浜		5		0 0 0	0	0		0		0	0	0			3 4 4 12	23 40 15 83
	庫良口取			00000				0		0	0	0			3 4 2 3 6	49 34 23 23 31
日田	三 留 口 留 コ			00000				0		0	0 0 0	0 0			5 5 4 6 3	58 78 58 54 24
画 格 在 中	機 知 囲 賀 亭 本			00000				0 0		0		0	0		4 2 3 6 7	44 19 17 32 60 4
К	空 空 電			00000		0		0		0	0	0 0 0			6 3 3 7 4	42 32 35 44 23

※平成25年4月1日現在。都道府県ごとの移譲状況(移譲実績の有無)を法律単位で示したもの。

(2)権限移譲に係る取組

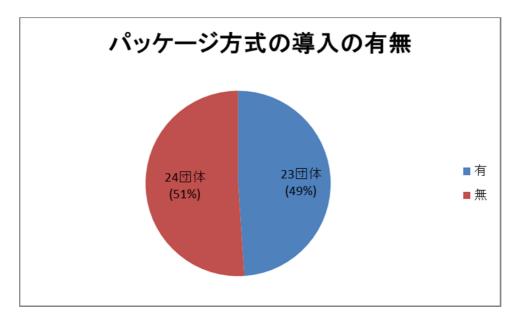
ア 事務移譲計画等の策定状況

権限移譲を推進するための計画等を策定している都道府県数は30団体で、全体の64%となっている。



イ パッケージ方式の導入状況

市町村に対して関連する事務等を包括して移譲する方式 (パッケージ方式) を導入している団体は、23 団体で全体の 49%となっている。



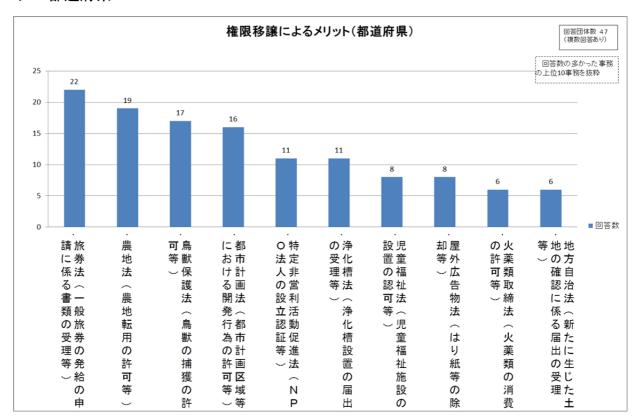
パッケージ方式を導入している団体においては、「市町村が担う方向で検討することが適当と考えられる権限のまとまりを、行政課題・行政分野、市町村が現に担っている事務との関連等を踏まえて分類し、その分類の単位で移譲を行うことを原則としている(市町村の規模等の違いも考慮し、弾力的に運用)」、「関連性の高い事務権限を包括的に処理することができるよう、環境衛生・福祉・産業

振興・まちづくりの4分野において一連事務ごとに整理したパッケージ単位で移譲している」などの回答が見られた。

一方、パッケージ方式を導入していない団体においては、「市町村はそれぞれ、面積、人口、地勢等が異なっていることから、どのサービスに重点を置き、どの権限の移譲を希望するかについては、地域の実情を踏まえた市町村の判断に委ねている。そのため、各市町村の主体的な選択に基づき、県と市町村の各担当課が1つずつ合意しながら権限移譲を進めている」、「団体の規模や能力が多様化していることから、各市町村の意欲に応じて個別に権限移譲している」などの回答が見られた。

(3)権限移譲によるメリット

ア 都道府県



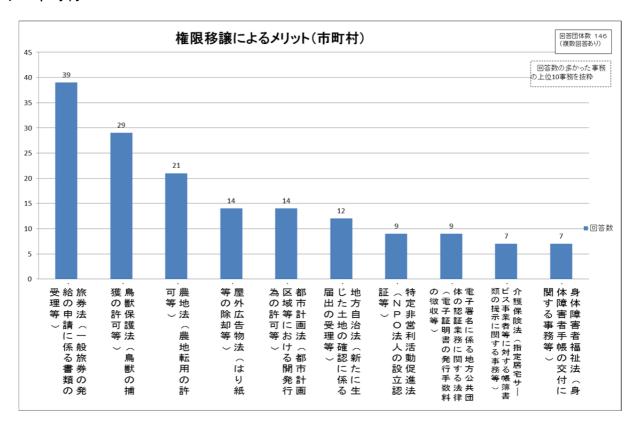
都道府県で回答の多いものは、①旅券法(一般旅券の発給の申請に係る書類の受理等)、②農地法(農地転用の許可等)、③鳥獣保護法(鳥獣の捕獲の許可等)、④都市計画法(都市計画区域等における開発行為の許可等)、⑤特定非営利活動促進法(NPO法人の設立認証等)などであった。

①旅券法では、一般旅券の発給申請に係る事務について「申請窓口が身近になった」、「移譲前は、市町村窓口にて住民票の写し等の必要書類の交付を受け、県窓口に旅券発給申請をしていたが、移譲後は市町村の窓口のみで

手続きができ、住民の利便性が向上した」、「旅券発給申請者が人違いでないこと、及び一般旅券発給申請書に記載された住所または居所に居住していることを確認することについても、市町村が旅券の本人確認書類の一部を発行しているため、都道府県より情報が豊富であり、国際的に通用する身分証明書という側面を持つ旅券の信頼性が一層確保されやすい」などの回答があった。

- ②農地法では、農地転用の許可について「移譲前は市町村が申請受理後、県の地方機関に進達し許可事務を行っていたが、市町村に事務を移譲したことで2週間程度の処理期間の短縮が図られた」、「地域の実情を把握し、地域住民に密接に関与している市町村に対して移譲することで、市町村が策定する農業振興地域整備計画をより総合的に企画できるようになった」などの回答があった。
- **③鳥獣保護法**では、鳥獣の捕獲の許可について「地域の実情に詳しい市町村 に権限移譲されたことにより、より迅速に許可等の対応ができるようになった」などの回答があった。
- ②都市計画法では、都市計画区域等における開発行為の許可について「政令改正により、同じ町内に、県条例で行為が規制される風致地区と、町条例で行為が規制される風致地区ができることとなったが、県条例で規制される風致地区に係る事務権限を事務処理特例条例により町に移譲することで、町内の風致地区内の行為の規制の基準及び行為の許可手続等を一本化することができた」、「移譲前は、市町村で受理し、県で審査及び許可を行っていたため、市町村に事務を移譲したことで、県への経由が不要となり、一定の時間短縮が図れた」、「まちづくりの主体である市町村が開発許可事務を行うことにより、まちづくりが計画から開発許可までより整合の取れたものとなる」などの回答があった。
- **⑤特定非営利活動促進法**では、特定非営利活動法人の設立認証について「地域の実情を熟知した市町村が事務を実施することでNPO法人の活動実態に即した行政支援が可能となった」、「移譲前は申請窓口が県のため、遠方の住民に多大な負担がかかっていたが、移譲後は事務所所在予定地の市町村で申請等が行えるようになり、住民負担が軽減された」などの回答があった。

イ 市町村



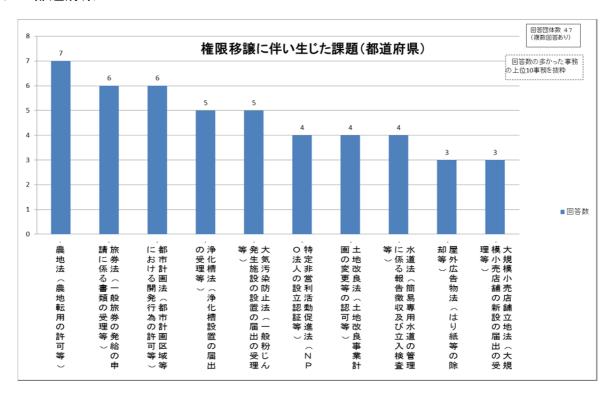
市町村で回答の多いものは、①旅券法(一般旅券の発給の申請に係る書類の 受理等)、②鳥獣保護法(鳥獣の捕獲の許可等)、③農地法(農地転用の許可等)、 ④屋外広告物法(はり紙等の除却等)、⑤都市計画法(都市計画区域等における 開発行為の許可等)などであった。

- ①**旅券法**では、一般旅券の発給申請に係る事務について「住民がより近くでパスポートの申請及び交付を受けることができ、住民サービスの向上が図られた」、「住民票等を交付する出張所と窓口を併設することで手続きが一箇所で完結するなど、市民の利便性が向上した」などの回答があった。
- **②鳥獣保護法**では、「鳥獣捕獲許可に係る一連の事務を町が行うようになった ため、迅速な対応ができるようになった」、「農作物被害等、地域の実情に応 じて対応することができるようになった」などの回答があった。
- ③農地法では、農地転用の許可について「移譲前は、申請書は県の出先機関を 経由していたが、移譲後は県の許可が不要となり、町から直接、県の農業会 議に諮ることができるようになり、申請から指令書交付までに要する日数が、 移譲前に比較して、2週間程度の期間短縮が可能となった」などの回答があ った。

- **④屋外広告物法**では、簡易除却について「市職員が直接除却することができるようになり、除却に要する日数が大幅に短縮された」、「違反広告物の小まめなチェックが可能となり、また、違反広告物が発見時から比較的早い時期に撤去できるようになった」、「市が直接、許可・指導等を行うことができるようになったため、違反広告物が減少した」などの回答があった。
- **⑤都市計画法**では、「開発行為の許可に当たり、移譲前は、県と、市の上下水道部局をはじめとする市の多くの行政事務との調整の必要があったが、移譲後は、全て市の内部での調整となったため事務がスムーズとなり、また申請者(開発事業者)にとっても窓口が一元化され、県と市双方に出向く必要がなくなった」、「市の都市基盤の状況に合った指導が直接できるようになった」などの回答があった。

(4)権限移譲に伴い生じた課題

ア 都道府県

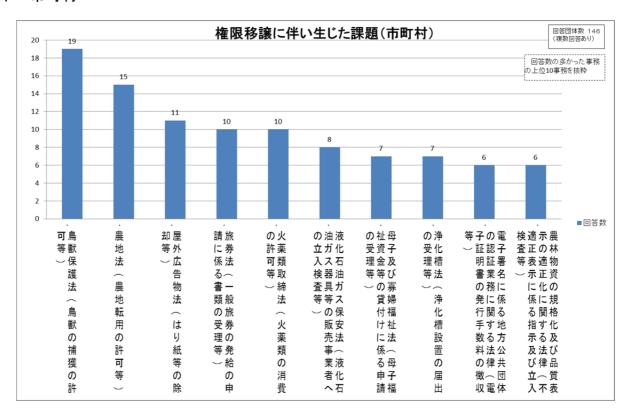


都道府県で回答の多いものは、①農地法(農地転用の許可等)、②旅券法(一般旅券の発給の申請に係る書類の受理等)、③都市計画法(都市計画区域等における開発行為の許可等)、④浄化槽法(浄化槽設置の届出の受理等)、⑤大気汚染防止法(一般粉じん発生施設の設置の届出の受理等)などであった。

①**農地法**では、農地転用の許可について「許可権限を市町村に移譲しても、 県農業会議の権限は現行法では移譲することができないので、移譲後も県 農業会議の意見を聴取しなければならず、市町村で事務が完結しないこと について、市町村から不満の声が上がっている」などの回答があった。

- ②旅券法では、一般旅券の発給申請に係る事務について「全県(又は振興局管内)の全ての市町村に移譲が行われるまで、県(又は振興局)と移譲済市町村と双方に旅券窓口が存在し、事務効率の面での課題とともに、住民(申請者)に混乱を招くおそれがある」、「移譲後も都道府県に残る事務(旅券作成等)があり、市町村で完結しないため、都道府県との旅券事務に関する関係が継続する」などの回答があった。
- ③都市計画法では、都市計画区域等における開発行為の許可について「全県的に開発事業を展開する事業者等から市町村間の取扱いの差異について指摘を受けることがあり、県及び各市町村間の連携を図る必要がある」などの回答があった。
- **④浄化槽法**では、「保守点検事業者への助言・指導・勧告において、県が業者 の登録条例、市町村が浄化槽法に基づいて行う事案が生じた際、案件ごと に市町村と具体的な調整を要するため、足並みをそろえるのに苦慮したケースがあった」、「浄化槽台帳の精査や法定検査未受検者の指導等について、 市町村の取組状況に差が生じている」などの回答があった。
- ⑤大気汚染防止法では、「特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理について、区市により処理件数に差があるため、処理件数の少ない区市では、都で蓄積されたノウハウを継承する機会が少ない」、「一般粉じんの排出の規制等に関する事務について、一般粉じん発生施設を設置する事業者は、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置していることが多いが、水質汚濁防止法に係る事務は移譲されていないため、一般粉じんに係る事務の移譲前は県の窓口への届出で済んでいたものが、移譲後は、水質汚濁防止法に係る届けは県に、一般粉じんに係る届けは市の窓口にそれぞれ届け出ることとなり、事業者への負担が増大した」などの回答があった。

イ 市町村



市町村で回答の多いものは、①鳥獣保護法(鳥獣の捕獲の許可等)、②農地法(農地転用の許可等)、③屋外広告物法(はり紙等の除却等)、④旅券法(一般旅券の発給の申請に係る書類の受理等)、⑤火薬類取締法(火薬類の消費の許可等)などであった。

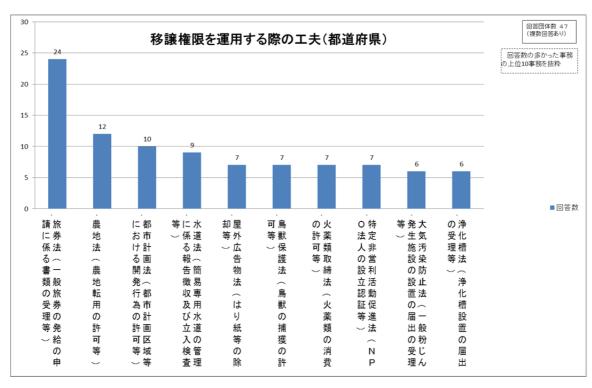
- ①鳥獣保護法では、「鳥獣の種類によっては、捕獲許可権限が県と市で分かれたため、市民の皆様にとって、許可申請先が分かりづらくなってしまった部分がある」、「許可に当たっては、県の作成する鳥獣保護事業計画に基づき実施しているため、個々の条件について県との協議が必要となる」、「町境付近の鳥獣の捕獲の許可については、町だけでなく隣接する市町村の許可も申請する必要がある」などの回答があった。
- ②農地法では、農地転用の許可について「農業委員会での決定後、県農業会議の意見を聴かなければ許可ができず、農業委員会の決定のみで許可することができないため、権限移譲の意味がないのではないか」といった回答のほか、移譲事務に係る負担の増加(事務量の増大、専門的知識の習得の必要性等)についての回答があった。
- **③屋外広告物法**では、屋外広告物に関する許可等について「許可申請等の様式 は各市町村の規則で定めることとなったが、県内で統一されたものではない ため、申請者側からすると、市町村によって様式が異なるなど、手続きが分

かりづらくなった」などの回答があった。

- **④旅券法**では、一般旅券の発給申請に係る事務について「権限移譲後も旅券の 発給システムは引き続き県にあり、書類等のやりとりに時間を要することか ら、申請から交付までの期間が最大で3日伸びることとなった」などの回答 があった。
- **⑤火薬類取締法**では、火薬類製造販売営業の許可等に関する事務について「消費地が2市にまたがっているため、両市に許可申請を提出しなければならず、火薬消費量についても、市ごとに算出しなければならないため申請者の事務負担が増えた」、「火薬類の消費に係る許可は市が行っているが、一部大規模な砕石事業所などの火薬庫の設置、移転、変更に係る許可(法12条)は県が行っており、類似する事務において、県と市の複数窓口での手続きが必要となっている」などの回答があった。

(5) 移譲権限を運用する際の工夫

アー都道府県



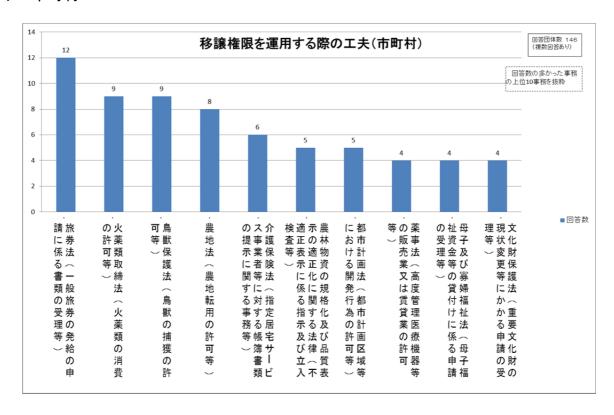
都道府県で回答の多いものは、①旅券法(一般旅券の発給の申請に係る書類の受理等)、②農地法(農地転用の許可等)、③都市計画法(都市計画区域等における開発行為の許可等)、④水道法(簡易専用水道の管理に係る報告徴収及び立入検査等)及び⑤屋外広告物法(はり紙等の除却等)などであった。

移譲権限を運用するに当たっての工夫の内容としては、各法律に共通するも

のとして、事務処理マニュアルの作成及び提供、研修の実施、市町村担当者会 議の開催、県・市町村間の人事交流などの回答が多かった。

そのほか、旅券法では、都道府県から市町村への移譲事務交付金の特別加算措置(「IC旅券交付端末等の購入費に係る交付金制度」等)などの回答があった。

イ 市町村



市町村で回答の多いものは、①旅券法(一般旅券の発給の申請に係る書類の受理等)、②火薬類取締法(火薬類の消費の許可等)、③鳥獣保護法(鳥獣の捕獲の許可等)、④農地法(農地転用の許可等)及び⑤介護保険法(指定居宅サービス事業者等に対する帳簿書類の提示に関する事務等)などであった。

移譲権限を運用するに当たっての工夫の内容としては、各法律に共通するものとして、事務処理マニュアルの作成、担当職員による勉強会の開催、県・市町村間の人事交流などの回答が多かった。

そのほか、火薬類取締法では「府内の各市町村消防本部による「保安3法事務連携機構おおさか」を設立し、事業者に対する法令運用や指導内容の平準化、関係団体との連絡調整、事故情報等の共有・情報交換及び専門職員の養成などを連携して行っている」などの回答があった。

6 地方分権改革のための組織・人員体制に関する調査結果(調査6)

<対象団体>

全都道府県(47)、全指定都市(20)、県庁所在の市(指定都市を除く)及び新宿区(32)、都道府県が抽出した $5\sim10$ 万人規模の市(47)及び $1\sim2$ 万人規模の町村(47)

<調査内容>

各団体の取組について、次の項目を調査((2)及び(3)は自由記述方式)。

- (1) 地方分権改革担当部局(係)の設置状況
- (2) 地方分権改革担当部局(係)の取組
- (3) 専門的人材の活用状況

(1) 地方分権改革担当部局(係)の設置状況

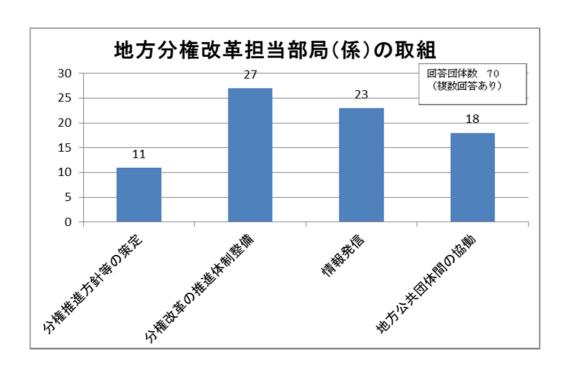
地方分権改革担当部局(係)の設置状況については、以下のとおりであった。 多くの都道府県で設置されているほか、市町村では規模の大きい団体ほど設置されている傾向が見られた。

団 体 種 別	「設置している」と回答のあった団体数
都道府県	39 団体
指定都市	13 団体
県庁所在市区	7団体
人口5~10万人の一般市	9 団体
人口1~2万人の町又は村	2 団体

(2) 地方分権改革担当部局(係)の取組

地方分権改革担当部局(係)を設置していると回答のあった 70 団体より、当該部局の取組について、回答を求めたところ、取組内容は以下のア〜エに整理することができた。

- ア 分権推進方針等の策定
- イ 分権改革の推進体制整備
- ウ情報発信
- エ 地方公共団体間の協働



主な取組は、以下のとおりである。

ア 分権推進方針等の策定

- ・ 平成7年度から6次にわたり、地方分権改革を含む行財政改革大綱を策定している。(茨城県)
- ・ 平成6年に全国に先駆けて地方分権ビジョン「地方分権・うつくしまふくし ま宣言」を発信し、いち早く分権の取組を進めた。(福島県)
- ・ 平成22年度に「地方分権の推進に関する方針」を策定。この方針に基づき、 一括法に基づく条例の制定や、国の制度見直し等に向けた提案など、更なる 地方分権改革の推進に向けた取組を進めている。(神奈川県川崎市)

イ 分権改革の推進体制整備

- ・ 本県の実情に即した行政改革及び地方分権の円滑な推進を図るため設置した「行政改革・地方分権戦略本部(本部長:知事)」の下に、行政改革・地方分権に関する調査検討等を行うPTを設置し、広域自治体のあり方の検討、県外講師による地方分権に関する講演会の開催や国へ向けた政策提言を行っている。(愛媛県)
- ・ 市長を本部長とする広島市地方分権推進本部を庁内に設置し、国県からの事務・権限の移譲、国県との連携、近隣市町との連携等に積極的に取り組むこととしている。平成25年度は、第30次地方制度調査会の答申において示された「都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務」(73事務)を中心に、県と独自に移譲の可能性について検証を行い、移譲に向けた具体的な協議を進めている。(広島県広島市)
- ・ 文書法規担当課に政策法務担当者を設置するとともに、関係各部局に政策法 務担当を配置している。(福島県)

・ 県内外の自治体職員が参加する自主学習サークル「北九州市政策法務自主研 究会」による勉強会を実施している。(福岡県北九州市)

ウ 情報発信

- ・ ホームページに、特例条例による市町村への権限移譲状況の情報や移譲を受けた市町村担当者のインタビュー記事を掲載した。(北海道)
- ・ 県民や団体からの依頼に基づき、職員を講師として県内の大学や地域活動の 会合等に派遣する「出前分権教室」を実施している。(愛知県)
- ・ 地方分権改革を住民へ広く PR するために、市民向けのパンフレットを作成 し、配布した。(神奈川県川崎市)
- ・ 年に1回地方分権推進シンポジウムを開催している。(青森県)
- ・ 県内地方六団体が共同でシンポジウムを開催し、地方分権についての連携を 深めるとともに、県民等に PR を行っている。(滋賀県)
- ・ 地方分権改革の意義や取組に対する県民理解の促進のため、「地方分権・地方自治フォーラム」を開催し、地方分権の取組について知事が自ら発言しているほか、地方分権改革に関するパンフレット(「もっともっと進めよう! 地方分権改革」)を発行し、県ホームページにも掲載している。(栃木県)
- ・ 地方分権の取組について、ホームページを用いて、広く市民に周知している。 また、平成24年度に本市は政令指定都市移行20周年を迎えたが、指定都市 への権限移譲が市民サービスの更なる向上につながることを理解してもら うことを目的に、市民向けにシンポジウムを開催し、指定都市制度のメリッ トを改めて説明した。(千葉県千葉市)
- ・ 県民に対し、地方分権の取組や本県の取組を県ホームページで紹介している ほか、「WEB 講座」を開設し、動画で分権改革の取組を PR している。(神奈 川県)
- ・ 庁内、市町村、他府県の職員等あてに、分権改革の動向について情報を共有 するため、「京都府分権メルマガ」を発行するとともに、ホームページにお いてもその内容を掲載している。(京都府)

エ 地方公共団体間の協働

- ・ 第2次一括法施行に向け、都区市町村権限移譲連絡調整会議を設置し、円滑 な権限移譲に取り組んだ。(東京都)
- ・ 県と市町村の連絡体制を強化し、県と市町村との理解と連携・協力による県 民のための行政を実現することを目的として、県及び17市町村で「ぐんま 県・市町村パートナーシップ委員会」を設置した。(群馬県)
- ・ 県と市町村による協議の場として、平成23年2月より「宮崎県・市町村連携推進会議」を設け、地方分権をはじめ重要課題に的確に対応するため、知事、副知事及び県内市町村長が参加し、年2回開催している。(宮崎県)
- ・ 県との間において、「事務権限移譲等に関する連絡調整会議」を設置し、事 務処理特例制度を活用した権限移譲などについて協議・フォローアップして

いる。(熊本県熊本市)

- ・ 平成 19 年度より、北関東磐越五県(福島、茨城、栃木、群馬、新潟)の事 務担当者による「広域自治体のあり方に関する勉強会」を開催している。(栃木県)
- ・ 日向・東臼杵圏域の1市2町2村で設置した「日向・東臼杵市町村振興協議会」では、総務、企画、福祉、環境、産業、建設、教育の7部会を設置している。この各部会において、広域連携の具体的な取組内容について検討を行っており、平成25年度は、構成市町村間のTV会議システムの導入や、資源ごみの有効活用等について協議を行い、予算化している。(宮崎県日向市)

(3) 専門的人材の活用状況

地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体において専門的な知識・技能を有した人材の必要性が増大していると考えられたことから、専門的人材の活用状況について具体的事例の回答を求めたところ、主な事例は以下のとおりである。

- ・ 資金調達や資金運用に係る金融の専門家を任期付職員として採用し、資金調達の多様化や全国的に活用されていなかった金融商品等を活用した資金調達により、金利負担等の軽減が図られた。(茨城県)
- ・ 国内外からの更なる観光客誘致に向け、民間人ならではの自由な発想・ノウハウや関連事業者とのネットワークにより、地域の特色を活かした観光魅力づくりや効果的な観光プロモーションを実施するため、民間の専門人材を特定任期付職員として雇用した。(神奈川県)
- ・ 検察 0B を 5 年間任期付職員として採用し、不正行為等通報制度、不当要求 行為への総括的指導業務に活用し、監察査察体制の充実を図った。(和歌山 県)
- ・ ICT を活用した行政運営、業務改革を促進するため、最高情報統括監 (CIO・本部長級)を民間から採用した。(佐賀県)
- ・ 市の技術職員全般のスキルアップと技術の継承、インフラ整備と、その維持 管理の充実を図るため、橋りょう等に関し高度な建設技術と豊富な経験を有 する技術者を活用している。(富山県富山市)
- ・ 広報・シティプロモーション分野で民間放送会社出身者を採用した。(秋田 県横手市)
- ・ 消防職員 OB を防災安全専門員(非常勤職員)として採用し、地域における 防災訓練、防災講座、救命講習などに活用し、地域防災力の向上を図った。 (神奈川県開成町)